

使　用　料　規　程

平成 13 年 10 月 2 日届出

一部変更	平成 14 年	2 月 28 日届出	一部変更	平成 28 年	6 月 24 日届出
一部変更	平成 15 年	6 月 27 日届出	一部変更	平成 29 年	6 月 7 日届出
一部変更	平成 16 年	6 月 1 日届出	一部変更	平成 30 年	3 月 27 日届出
一部変更	平成 17 年	2 月 25 日届出	一部変更	令和 元年	7 月 4 日届出
一部変更	平成 17 年 11 月 25 日届出		一部変更	令和 5 年	2 月 10 日届出
一部変更	平成 18 年 11 月 29 日届出		一部変更	令和 6 年	1 月 30 日届出
一部変更	平成 19 年	7 月 6 日届出	一部変更	令和 7 年	2 月 28 日届出
一部変更	平成 20 年	6 月 27 日届出	一部変更	令和 7 年	3 月 24 日届出
一部変更	平成 21 年	2 月 23 日届出	一部変更	令和 7 年 10 月 16 日届出	
一部変更	平成 22 年 12 月 24 日届出				
一部変更	平成 23 年	9 月 30 日届出			
一部変更	平成 23 年 11 月 18 日届出				
一部変更	平成 24 年	2 月 17 日届出			
一部変更	平成 25 年	2 月 18 日届出			
一部変更	平成 25 年	6 月 11 日届出			
一部変更	平成 25 年 11 月 11 日届出				
一部変更	平成 26 年	5 月 28 日届出			
一部変更	平成 26 年	8 月 7 日届出			
一部変更	平成 27 年 12 月	4 日届出			
一部変更	平成 28 年	1 月 26 日届出			
一部変更	平成 28 年	3 月 3 日届出			

JASRAC®

一般社団法人　日本音楽著作権協会

目 次

第 1 章 総 則	1 頁
第 2 章 著作物の使用料	2 頁
第 1 節 演 奏 等	2 頁
第 2 節 放 送 等	64 頁
第 3 節 映 画	68 頁
第 4 節 出 版 等	73 頁
第 5 節 オーディオ録音	76 頁
第 6 節 オルゴール	79 頁
第 7 節 ビデオグラム録音	80 頁
第 8 節 有線放送等	87 頁
第 9 節 貸 与	90 頁
第 10 節 業務用通信カラオケ	91 頁
第 11 節 インタラクティブ配信	93 頁
第 12 節 B G M	112 頁
第 13 節 C D グラフィックス等	116 頁
第 14 節 カラオケ用 I C メモリーカード	119 頁
第 15 節 広告目的で行う複製	120 頁
第 16 節 ゲームに供する目的で行う複製	121 頁
第 17 節 業務用音楽配信	122 頁
第 18 節 そ の 他	124 頁

第1章 総則

1 本協会の管理する著作物の使用料は、下記の区分により、第2章第1節から第18節に定める額とする。

- (1) 演奏等 (2) 放送等 (3) 映画 (4) 出版等
- (5) オーディオ録音 (6) オルゴール (7) ビデオグラム録音 (8) 有線放送等
- (9) 貸与 (10) 業務用通信カラオケ (11) インタラクティブ配信
- (12) B G M (13) CDグラフィックス等
- (14) カラオケ用ICメモリーカード (15) 広告目的で行う複製
- (16) ゲームに供する目的で行う複製 (17) 業務用音楽配信 (18) その他

2 「演劇的音楽著作物」とは、オペラ、ミュージカル、バレエ等楽曲が演劇的要素と結合した舞台用著作物をいう。

(総則の備考)

本規程に定める使用料は、著作物の利用の態様に照らし特に必要であると認められる場合に限り、契約の促進、管理の効率化又は利用目的による公平化を図るため、本規程に別段の定めがないときは、別に定める基準に基づき、減額することができる。

第2章 著作物の使用料

第1節 演奏等

1 上演形式による演奏

オペラ、ミュージカル、バレエなど演劇的音楽著作物等を上演形式により演奏する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 公演1回ごとの使用料は、次のとおりとする。

① 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の5%の額とする。

ただし、定員数に5円を乗じて得た額あるいは2,500円を下回る場合には、そのいずれか多い額とする。

② 入場料がない場合で、かつ公演時間が2時間までの場合の使用料は、定員数に4円を乗じて得た額あるいは2,000円のいずれか多い額とする。

公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が2時間までの場合の金額に、その25%の額を加算した額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

① 利用時間が5分までの使用料は、次のとおりとする。

(ア) 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の0.5%の額又は(イ)に定める額のいずれか多い額とする。

(イ) 入場料がない場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員	使用料額
100名まで	250円
500名まで	300円
1,000名まで	400円
1,500名まで	600円
2,000名まで	800円
2,500名まで	1,000円
3,000名まで	1,200円
3,500名まで	1,400円
4,000名まで	1,600円
4,500名まで	1,800円
5,000名まで	2,000円

定員	使用料額
5,500名まで	2,200円
6,000名まで	2,400円
6,500名まで	2,600円
7,000名まで	2,800円
7,500名まで	3,000円
8,000名まで	3,200円
8,500名まで	3,400円
9,000名まで	3,600円
9,500名まで	3,800円
10,000名まで	4,000円

定員が10,000名を超える場合の使用料は、500名までを超えるごとに、定員が10,000名までの場合の金額に、200円を加算した額とする。

- ② 利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分までを超えるごとに、利用時間が
5 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

2 演奏会における演奏

演奏会（コンサート、音楽発表会等音楽の提供を主たる目的とする催物をいう。）における演奏の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 公演 1 回ごとの使用料は、次のとおりとする。

① 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の 5% の額とする。

ただし、定員数に 5 円を乗じて得た額あるいは 2,500 円を下回る場合には、そのいずれか多い額を使用料とする。

② 入場料がない場合で、かつ公演時間が 2 時間までの場合の使用料は、定員数に 4 円を乗じて得た額あるいは 2,000 円のいずれか多い額とする。

公演時間が 2 時間を超える場合の使用料は、30 分までを超えるごとに、公演時間が 2 時間までの場合の金額に、その 25% の額を加算した額とする。

(2) (1) によらない場合の使用料は、1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

① 利用時間が 5 分までの使用料は、次のとおりとする。

(ア) 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の 0.5% の額又は(イ)に定める額のいずれか多い額とする。

(イ) 入場料がない場合の使用料は、下表のとおりとする。

定 員	使用料額
100 名まで	250 円
500 名まで	300 円
1,000 名まで	400 円
1,500 名まで	600 円
2,000 名まで	800 円
2,500 名まで	1,000 円
3,000 名まで	1,200 円
3,500 名まで	1,400 円
4,000 名まで	1,600 円
4,500 名まで	1,800 円
5,000 名まで	2,000 円

定 員	使用料額
5,500 名まで	2,200 円
6,000 名まで	2,400 円
6,500 名まで	2,600 円
7,000 名まで	2,800 円
7,500 名まで	3,000 円
8,000 名まで	3,200 円
8,500 名まで	3,400 円
9,000 名まで	3,600 円
9,500 名まで	3,800 円
10,000 名まで	4,000 円

定員が 10,000 名を超える場合の使用料は、500 名までを超えるごとに、定員が 10,000 名までの場合の金額に、200 円を加算した額とする。

② 利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

3 演奏会以外の催物における演奏

演奏会以外の催物における演奏の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会等、音楽が重要な要素となる催物における演奏

① 公演 1 回ごとの使用料は、次のとおりとする。

(ア) 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の 4% の額とする。

ただし、定員数に 4 円を乗じて得た額あるいは 2,000 円を下回る場合には、そのいずれか多い額とする。

(イ) 入場料がない場合で、かつ公演時間が 2 時間までの場合の使用料は、定員数に 3 円 20 銭を乗じて得た額あるいは 1,600 円のいずれか多い額とする。

公演時間が 2 時間を超える場合の使用料は、30 分までを超えるごとに、公演時間が 2 時間までの場合の金額に、その 25% の額を加算した額とする。

② ①によらない場合の使用料は、1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 利用時間が 5 分までの使用料は、次のとおりとする。

(イ) 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の 0.4% の額又は①に定める額のいずれか多い額とする。

① 入場料がない場合の使用料は、下表のとおりとする。

定 員	使用料額
100 名まで	200 円
500 名まで	240 円
1,000 名まで	320 円
1,500 名まで	480 円
2,000 名まで	640 円
2,500 名まで	800 円
3,000 名まで	960 円
3,500 名まで	1,120 円
4,000 名まで	1,280 円
4,500 名まで	1,440 円
5,000 名まで	1,600 円

定 員	使用料額
5,500 名まで	1,760 円
6,000 名まで	1,920 円
6,500 名まで	2,080 円
7,000 名まで	2,240 円
7,500 名まで	2,400 円
8,000 名まで	2,560 円
8,500 名まで	2,720 円
9,000 名まで	2,880 円
9,500 名まで	3,040 円
10,000 名まで	3,200 円

定員が 10,000 名を超える場合の使用料は、500 名までを超えるごとに、定員が 10,000 名までの場合の金額に、160 円を加算した額とする。

(イ) 利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(2) 体操競技、フィギュアスケート、ダンス競技会等、演技に伴って音楽を用いる競技における演奏

① 催物の公演 1 回の使用料は、次のとおりとする。

(ア) 公演時間が 1 時間以上 2 時間までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員 入場料	500 名 まで	1,000 名 まで	1,500 名 まで	2,000 名 まで	2,500 名 まで	3,000 名 まで	4,000 名 まで	5,000 名 まで	10,000 名 まで
無料	5,000 円	7,000 円	9,000 円	11,000 円	13,000 円	15,000 円	17,000 円	19,000 円	21,000 円
500 円まで	12,000 円	16,000 円	20,000 円	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円
1,000 円まで	16,000 円	20,000 円	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円
1,500 円まで	20,000 円	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円
2,000 円まで	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円
2,500 円まで	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円
3,000 円まで	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円
3,500 円まで	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円
4,000 円まで	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円	72,000 円
4,500 円まで	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円	72,000 円	76,000 円
5,000 円まで	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円	72,000 円	76,000 円	80,000 円

② 入場料が 5,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを超えるごとに、

入場料が 5,000 円までの場合の金額に、4,000 円を加算した額とする。

③ 定員が 10,000 名を超える場合の使用料は、5,000 名までを超えるごとに、

定員が 10,000 名までの場合の金額に、入場料が無料の場合は 2,000 円を、

有料の場合は 4,000 円を、それぞれ加算した額とする。

(イ) 公演時間が 2 時間を超える場合の使用料は、30 分までを超えるごとに、公演

時間が 1 時間以上 2 時間までの場合の金額に、その $\frac{25}{100}$ の額を加算した額とする。

(ウ) 公演時間が 1 時間に満たない場合の使用料は、公演時間が 1 時間以上 2 時間ま

での場合の金額の $\frac{50}{100}$ の額とする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員 入場料	500 名 まで	1,000 名 まで	1,500 名 まで	2,000 名 まで	2,500 名 まで	3,000 名 まで	4,000 名 まで	5,000 名 まで	10,000 名 まで
無料	250 円	350 円	450 円	550 円	650 円	750 円	850 円	950 円	1,050 円
500 円まで	600 円	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円
1,000 円まで	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円
1,500 円まで	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円
2,000 円まで	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円
2,500 円まで	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円
3,000 円まで	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円
3,500 円まで	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円
4,000 円まで	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円	3,600 円
4,500 円まで	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円	3,600 円	3,800 円
5,000 円まで	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円	3,600 円	3,800 円	4,000 円

(ア) 入場料が 5,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを超えるごとに、

入場料が 5,000 円までの場合の金額に、200 円を加算した額とする。

(イ) 定員が 10,000 名を超える場合の使用料は、5,000 名までを超えるごとに、
定員が 10,000 名までの場合の金額に、入場料が無料の場合は 100 円を、有
料の場合は 200 円を、それぞれ加算した額とする。

(ア) 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分までの場
合の金額の 2 倍の額とする。

利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時
間が 5 分を超え 10 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(3) ファッションショー等の催物における演奏

① 催物の公演 1 回の使用料は、次のとおりとする。

(ア) 公演時間が 1 時間以上 2 時間までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員 入場料	500 名 まで	1,000 名 まで	1,500 名 まで	2,000 名 まで	2,500 名 まで	3,000 名 まで	4,000 名 まで	5,000 名 まで	10,000 名 まで
無料	5,000 円	7,000 円	9,000 円	11,000 円	13,000 円	15,000 円	17,000 円	19,000 円	21,000 円
500 円まで	12,000 円	16,000 円	20,000 円	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円
1,000 円まで	16,000 円	20,000 円	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円
1,500 円まで	20,000 円	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円
2,000 円まで	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円
2,500 円まで	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円
3,000 円まで	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円
3,500 円まで	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円
4,000 円まで	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円	72,000 円
4,500 円まで	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円	72,000 円	76,000 円
5,000 円まで	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円	72,000 円	76,000 円	80,000 円

(ア) 入場料が 5,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを超えるごとに、

入場料が 5,000 円までの場合の金額に、4,000 円を加算した額とする。

① 定員が 10,000 名を超える場合の使用料は、5,000 名までを超えるごとに、

定員が 10,000 名までの場合の金額に、入場料が無料の場合は 2,000 円を、

有料の場合は 4,000 円を、それぞれ加算した額とする。

(イ) 公演時間が 2 時間を超える場合の使用料は、30 分までを超えるごとに、公演

時間が 1 時間以上 2 時間までの場合の金額に、その $\frac{25}{100}$ の額を加算した額とする。

(ウ) 公演時間が 1 時間に満たない場合の使用料は、公演時間が 1 時間以上 2 時間ま

での場合の金額の $\frac{50}{100}$ の額とする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員 入場料	500 名 まで	1,000 名 まで	1,500 名 まで	2,000 名 まで	2,500 名 まで	3,000 名 まで	4,000 名 まで	5,000 名 まで	10,000 名 まで
無料	250 円	350 円	450 円	550 円	650 円	750 円	850 円	950 円	1,050 円
500 円まで	600 円	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円
1,000 円まで	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円
1,500 円まで	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円
2,000 円まで	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円
2,500 円まで	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円
3,000 円まで	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円
3,500 円まで	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円
4,000 円まで	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円	3,600 円
4,500 円まで	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円	3,600 円	3,800 円
5,000 円まで	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円	3,600 円	3,800 円	4,000 円

(ア) 入場料が 5,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを超えるごとに、入場料が 5,000 円までの場合の金額に、200 円を加算した額とする。

(イ) 定員が 10,000 名を超える場合の使用料は、5,000 名までを超えるごとに、定員が 10,000 名までの場合の金額に、入場料が無料の場合は 100 円を、有料の場合は 200 円を、それぞれ加算した額とする。

(イ) 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分までの場合の金額の 2 倍の額とする。

利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(4) 演劇、漫才、奇術、演芸その他の芸能の催物における演奏

① 催物の公演 1 回の使用料は、次のとおりとする。

(ア) 公演時間が 1 時間以上 2 時間までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員 入場料	200名 まで	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	5,000名 を超える 場合
無 料	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	3,600円	4,200円	4,800円	5,400円	6,000円	6,600円
500円まで	4,200円	5,400円	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円
1,000円まで	5,400円	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円
1,500円まで	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円
2,000円まで	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円
2,500円まで	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円
3,000円まで	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円
3,500円まで	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22,200円
4,000円まで	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22,200円	23,400円
4,500円まで	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22,200円	23,400円	24,600円
5,000円まで	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22,200円	23,400円	24,600円	25,800円

入場料が 5,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを超えるごとに、

入場料が 5,000 円までの場合の金額に、1,200 円を加算した額とする。

(イ) 公演時間が 2 時間を超える場合の使用料は、30 分までを超えるごとに、公

演時間が 1 時間以上 2 時間までの場合の金額に、その $\frac{25}{100}$ の額を加算した額とする。

(ウ) 公演時間が 1 時間に満たない場合の使用料は、公演時間が 1 時間以上 2 時

間までの場合の金額の $\frac{50}{100}$ の額とする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(7) 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員 入場料	200名 まで	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	5,000名 を超える 場合
無料	100円	150円	200円	250円	300円	350円	400円	450円	500円	550円
500円まで	350円	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円
1,000円まで	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円
1,500円まで	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円
2,000円まで	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円
2,500円まで	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円
3,000円まで	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円
3,500円まで	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円	1,850円
4,000円まで	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円	1,850円	1,950円
4,500円まで	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円	1,850円	1,950円	2,050円
5,000円まで	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円	1,850円	1,950円	2,050円	2,150円

入場料が 5,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを超えるごとに、

入場料が 5,000 円までの場合の金額に、100 円を加算した額とする。

(イ) 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分までの場合の金額の 2 倍の額とする。

利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(5) 楽器店、レコード店、百貨店、スーパーマーケット等での宣伝のための催物における演奏

① 演奏場所 1 カ所の使用料は、次のとおりとする。

(ア) 入場料のない場合

② 1 カ月の使用料は、下表のとおりとする。

1 カ月 の 延 演 奏 時 間	30 時間まで	45 時間まで	60 時間まで	75 時間まで	90 時間まで
使 用 料 額	27,000 円	41,000 円	54,000 円	68,000 円	81,000 円

1 カ月 の 延 演 奏 時 間	105 時間まで	120 時間まで	135 時間まで	150 時間まで	150 時間を 超える場合
使 用 料 額	95,000 円	108,000 円	122,000 円	135,000 円	162,000 円

③ 1 日の使用料は、下表のとおりとする。

1 日 の 延 演 奏 時 間	1 時間まで	1 時間 30 分 まで	2 時間まで	2 時間 30 分 まで	3 時間まで
使 用 料 額	1,100 円	1,700 円	2,200 円	2,800 円	3,300 円

1 日 の 延 演 奏 時 間	3 時間 30 分 まで	4 時間まで	4 時間 30 分 まで	5 時間まで	5 時間を 超える場合
使 用 料 額	3,900 円	4,400 円	5,000 円	5,500 円	6,600 円

(イ) 入場料のある場合

催物の内容により、本節 2 又は 3 の他の規定を適用し、算定するものとする。

④ ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 入場料のない場合

⑤ 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、150 円とする。

⑥ 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、300 円とする。

利用時間が、10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の金額に、300 円を加算した額とする。

(イ) 入場料のある場合

催物の内容により、本節 2 又は 3 の他の規定を適用し、算定するものとする。

(6) 博覧会、展示会、動物園、遊園地その他これらに準ずる施設での催物における演奏

① 演奏場所 1 カ所又はパレード 1 編成の使用料は、次のとおりとする。

(ア) 演奏場所への入場料がない場合

1 カ月及び 1 日の使用料は、下表のとおりとする。

施設への入場料	1 カ月の使用料額	1 日の使用料額
無 料	12,000 円	900 円
1,000 円まで	40,000 円	3,000 円
2,000 円まで	60,000 円	4,500 円
3,000 円まで	80,000 円	6,000 円
3,000 円を超える場合	100,000 円	7,500 円

(イ) 演奏場所への入場料がある場合

催物の内容により、本節 2 又は 3 の他の規定を適用し、算定するものとする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 演奏場所への入場料がない場合

(ア) 利用時間 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

施設への入場料	使用料額
無 料	120 円
1,000 円まで	400 円
2,000 円まで	600 円
3,000 円まで	800 円
3,000 円を超える場合	1,000 円

① 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分までの場合の金額の 2 倍の額とする。

利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(イ) 演奏場所への入場料がある場合

催物の内容により、本節 2 又は 3 の他の規定を適用し、算定するものとする。

(7) 野球、競馬、アメリカンフットボール、バスケットボール、サッカー、テニス等各種のスポーツの催物における演奏

① 催物 1 日 1 回の使用料は、下表のとおりとする。

入場料	定員 まで	1,000 名 まで	3,000 名 まで	5,000 名 まで	10,000 名 まで	30,000 名 まで	50,000 名 まで	50,000 名を 超える場合
無 料	900 円	1,350 円	1,800 円	2,250 円	2,700 円	3,150 円	3,600 円	
1,000 円まで	3,000 円	4,500 円	6,000 円	7,500 円	9,000 円	10,500 円	13,500 円	
3,000 円まで	4,500 円	6,000 円	7,500 円	9,000 円	10,500 円	12,000 円	15,000 円	
3,000 円を超える場合	6,000 円	7,500 円	9,000 円	10,500 円	12,000 円	13,500 円	16,500 円	

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

入場料	定員 まで	1,000名 まで	3,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	30,000名 まで	50,000名 まで	50,000名を 超える場合
無 料	120 円	180 円	240 円	300 円	360 円	420 円	480 円	
1,000 円まで	400 円	600 円	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,800 円	
3,000 円まで	600 円	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	2,000 円	
3,000 円を超える場合	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,200 円	

(イ) 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分までの場合の金額の 2 倍の額とする。

利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(8) 航空機、鉄道、自動車、船舶等各種の交通機関における演奏

本規定の(2)の規定の範囲内において、利用状況等を参酌して使用料を決定する。

(9) ディナーショーなどホテルなどの施設において、飲食を伴い、演劇、演芸、舞踊、歌謡ショーその他の芸能を客に見せ、又は聞かせることを主たる目的とする催物における演奏

① 催物 1 日 1 回（公演 1 回）あたりの使用料は、下表のとおりとする。

標準単位料金	座席数 100 席 まで	200 席 まで	300 席 まで	400 席 まで	500 席 まで	750 席 まで	1,000 席 まで	1,500 席 まで	2,000 席 まで	2,000 席 を超える 場合
5,000 円まで	9,000 円	14,000 円	18,000 円	23,000 円	27,000 円	36,000 円	45,000 円	63,000 円	81,000 円	99,000 円
10,000 円まで	11,000 円	17,000 円	22,000 円	28,000 円	33,000 円	44,000 円	54,000 円	76,000 円	98,000 円	119,000 円
15,000 円まで	13,000 円	20,000 円	26,000 円	33,000 円	38,000 円	51,000 円	63,000 円	89,000 円	114,000 円	139,000 円
20,000 円まで	15,000 円	23,000 円	29,000 円	37,000 円	44,000 円	58,000 円	72,000 円	101,000 円	130,000 円	159,000 円

標準単位料金が 20,000 円を超える場合の使用料は、5,000 円までを増すごとに、「20,000 円まで」の場合の使用料に、「5,000 円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

標準単位料金	座席数 100 席 まで	200 席 まで	300 席 まで	400 席 まで	500 席 まで	750 席 まで	1,000 席 まで	1,500 席 まで	2,000 席 まで	2,000 席 を超える 場合
5,000 円まで	630 円	950 円	1,260 円	1,580 円	1,890 円	2,520 円	3,150 円	4,410 円	5,670 円	6,930 円
10,000 円まで	760 円	1,140 円	1,520 円	1,900 円	2,270 円	3,030 円	3,780 円	5,300 円	6,810 円	8,320 円
15,000 円まで	890 円	1,330 円	1,770 円	2,220 円	2,650 円	3,530 円	4,410 円	6,180 円	7,940 円	9,710 円
20,000 円まで	1,010 円	1,520 円	2,020 円	2,530 円	3,030 円	4,040 円	5,040 円	7,060 円	9,080 円	11,090 円
20,000 円を超える場合 5,000 円までを増すごとに加算する額	130 円	190 円	260 円	320 円	380 円	510 円	630 円	890 円	1,140 円	1,390 円

(イ) (ア)にかかわらず、レコード演奏が行われる場合、利用時間5分までの使用料は、下表のとおりとする。

標準 単位料金 座席数	100席 まで	200席 まで	300席 まで	400席 まで	500席 まで	750席 まで	1,000席 まで	1,500席 まで	2,000席 まで	2,000席 を超える 場合
5,000円まで	260円	390円	520円	650円	780円	1,040円	1,300円	1,820円	2,340円	2,860円
10,000円まで	320円	470円	630円	780円	940円	1,250円	1,560円	2,190円	2,810円	3,440円
15,000円まで	370円	550円	730円	910円	1,100円	1,460円	1,820円	2,550円	3,280円	4,010円
20,000円まで	420円	630円	840円	1,040円	1,250円	1,670円	2,080円	2,920円	3,750円	4,580円
20,000円を超える場合 5,000円までを増すごとに加算する額	60円	80円	110円	130円	160円	210円	260円	370円	470円	580円

(ウ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が5分までの場合の金額の2倍の額とする。

利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(10) ダンスパーティなどダンスをさせることを主たる目的とする催物における演奏

① 催物 1 日 1 回あたりの使用料は、下表のとおりとする。

面積 標準 単位料金	60 m ² まで	120 m ² まで	180 m ² まで	240 m ² まで	300 m ² まで	450 m ² まで	600 m ² まで	750 m ² まで	900 m ² まで	900 m ² を 超える 場合
1,000 円まで	5,400 円	8,100 円	10,800 円	13,500 円	16,200 円	21,600 円	27,000 円	32,400 円	37,800 円	54,000 円
2,000 円まで	6,500 円	9,800 円	13,000 円	16,200 円	19,500 円	26,000 円	32,400 円	38,900 円	45,400 円	64,800 円
3,000 円まで	7,600 円	11,400 円	15,200 円	18,900 円	22,700 円	30,300 円	37,800 円	45,400 円	53,000 円	75,600 円

標準単位料金が 3,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを増すごと

に、「3,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使用料の

$\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使
用料は次のとおりとする。

(ア) 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

面積 標準 単位料金	60 m ² まで	120 m ² まで	180 m ² まで	240 m ² まで	300 m ² まで	450 m ² まで	600 m ² まで	750 m ² まで	900 m ² まで	900 m ² を 超える 場合
1,000 円まで	360 円	540 円	720 円	900 円	1,080 円	1,440 円	1,800 円	2,160 円	2,520 円	3,600 円
2,000 円まで	440 円	650 円	870 円	1,080 円	1,300 円	1,730 円	2,160 円	2,600 円	3,030 円	4,320 円
3,000 円まで	510 円	760 円	1,010 円	1,260 円	1,520 円	2,020 円	2,520 円	3,030 円	3,530 円	5,040 円
3,000 円を超える場合 1,000 円までを増すごとに加算する額	80 円	110 円	150 円	180 円	220 円	290 円	360 円	440 円	510 円	720 円

(イ) (ア)にかかわらず、レコード演奏が行われる場合、利用時間5分までの使用料は、下表のとおりとする。

面積 標準 単位料金	60 m ² まで	120 m ² まで	180 m ² まで	240 m ² まで	300 m ² まで	450 m ² まで	600 m ² まで	750 m ² まで	900 m ² まで	900 m ² を超える場合
1,000円まで	150円	230円	300円	380円	450円	600円	750円	900円	1,050円	1,500円
2,000円まで	180円	280円	360円	460円	540円	720円	900円	1,080円	1,260円	1,800円
3,000円まで	210円	330円	420円	540円	630円	840円	1,050円	1,260円	1,470円	2,100円
3,000円を超える場合 1,000円までを増すごとに加算する額	30円	50円	60円	80円	90円	120円	150円	180円	210円	300円

(ウ) 利用時間が5分を超えて10分までの場合の使用料は、利用時間が5分までの場合の金額の2倍の額とする。

利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(11) その他の演奏

本規定の(1)から(10)以外の演奏の場合は、(2)の規定に定める使用料額の範囲内において、利用状況等を参酌して使用料を決定する。

(1 上演形式による演奏、2 演奏会における演奏、3 演奏会以外の催物における演奏の備考)

(定員)

① 定員とは、演奏会等が開催される会場あるいは場所に設備されている座席等の総数をいい、次により算出した数の合計数とする。

(ア) 1人掛けの椅子席については設備されている数

(イ) 2人掛け以上の長椅子式の椅子席については、当該椅子席の正面巾を0.5mで除して得た数

(ウ) 椅子席以外の座席については、当該部分の面積を1.5 m²で除して得た数

(エ) 立見席や野外会場等、座席が設備されていない客席については、主催者があらかじめ設定した数。これにより難い場合は、官公署等に届け出た数

(面積)

② 3 演奏会以外の催物における演奏(10)の規定を適用する場合において、面積とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいう。

(入場料)

③ 入場料とは、演奏会等の主催者が、いずれの名義であっても、入場者から音楽の著作物の提示について受ける対価（消費税額を含まないもの。以下同じ。）をいう。この対価に等級区分がある場合は、その算術平均額を入場料という。

会費制等により当該演奏会等における入場料額が特定できない場合は、年間会費を演奏会等の回数で除す等して入場料相当額を算出するものとする。

(総入場料算定基準額)

④ 総入場料算定基準額は、次により算出するものとする。

(ア) 入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額とする。

(イ) (ア)にかかわらず、本節2又は3(1)の規定を適用する場合において、演奏会等を継続して開催する利用者等で、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、入場料に定員数を乗じて得た額の50%の額とする。

(ウ) (ア)又は(イ)の規定を適用する場合において、入場料に定員数を乗じて得た額が一定の額を超える場合は、別に定める基準に基づき、(ア)又は(イ)の額の範囲内で決定することができる。

(標準単位料金)

⑤ 3 演奏会以外の催物における演奏(9)もしくは(10)の規定を適用する場合において、標準単位料金とは、客1人あたりにつき通常支払うことを必要とされる税引き後の料金

相当額（いずれの名義をもつてするかを問わない。）をいい、その基準についてはそれぞれ次のとおりとし、各項目は加算するものとする。

(9) を適用する場合	飲み物代金+料理代金+サービス料+ テーブルチャージ又は席料+ショーチャージ 定額料金（注）
(10) を適用する場合	平均入場料 (飲み物付き又は飲食物付きを含む。)

（注） 飲食代金に種別がなく、一種類の定額である場合の標準単位料金は、その額とする。

（レコード演奏）

⑥ 3 演奏会以外の催物における演奏の規定を適用する場合において、(1)、(9) 及び(10)を除く、(2) から (8) 及び (11) については、適法に録音された録音物による著作物の演奏（以下「レコード演奏」という。）が行われる場合の使用料を、当分の間、適用される規定に定める演奏の使用料の 50% の額とする。

（その他）

⑦ 同一の演奏場所における一の演奏会等において、2 演奏会における演奏及び 3 演奏会以外の催物における演奏の規定に定める各種の演奏が併演される場合の使用料は、それぞれに適用される規定により算出した使用料を合算した額の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。

⑧ 同一の演奏場所における一の演奏会等において、3 演奏会以外の催物における演奏の規定を適用する場合で、かつ、生演奏、レコード演奏等が併演される場合の使用料は、(1)、(9) 及び (10) を除く、(2) から (8) 及び (11) については、適用される規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。

4 カラオケ施設における演奏等

カラオケボックス、カラオケルームその他カラオケ設備を設け、客に歌唱をさせる営業を行う施設（本節 10 に該当するものを除く、以下「カラオケ施設」という。）において、著作物を演奏、上映（映画フィルムを用いた上映を除く。）又は伝達（第 12 節 BGM 規定の適用を受ける伝達を除く。）（以下本節において「演奏等」という。）する場合の使用料は、演奏等が行われる 1 部屋を単位として、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 月額使用料は、下表のとおりとする。

区分	1	2	3	4
定員 標準単位料金	10名まで	10名を超え 30名まで	30名を超え 50名まで	50名を超え 100名まで
500円まで	9,000円	18,000円	27,000円	36,000円
1,000円まで	12,000円	24,000円	36,000円	48,000円
1,500円まで	15,000円	30,000円	45,000円	60,000円
2,000円まで	18,000円	36,000円	54,000円	72,000円

① 標準単位料金が 2,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを増すごとに、「2,000 円まで」の場合の使用料に、「500 円まで」の場合の使用料の $\frac{1}{3}$ の額を加算した額とする。

② 定員が 100 名を超える場合の使用料は、50 名を増すごとに区分 4 の場合の使用料に、区分 1 の場合の使用料を加算した額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

① 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

区分	1	2	3	4
定員 標準単位料金	10名まで	10名を超え 30名まで	30名を超え 50名まで	50名を超え 100名まで
500円まで	90円	180円	270円	360円
1,000円まで	120円	240円	360円	480円
1,500円まで	150円	300円	450円	600円
2,000円まで	180円	360円	540円	720円

- (ア) 標準単位料金が 2,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを増すごとに、「2,000 円まで」の場合の使用料に、「500 円まで」の場合の使用料の $\frac{1}{3}$ の額を加算した額とする。
- (イ) 定員が 100 名を超える場合の使用料は、50 名を増すごとに区分 4 の場合の使用料に、区分 1 の場合の使用料を加算した額とする。
- ② 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分までの場合の使用料の 2 倍の額とする。
利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料に、その同額を加算した額とする。

(カラオケ施設における演奏等の備考)

(定員)

- ① 定員とは、施設に設備されている客席の総数をいい、1人掛けの椅子席についてはその数を、2人掛け以上の長椅子式の椅子席については、当該椅子席の正面巾を0.5mで除して得た数を、椅子席以外の客席については、当該部分の面積を1.5m²で除して得た数を、それぞれ客席の数とみなす。

(標準単位料金)

- ② 標準単位料金とは、カラオケ施設を利用する場合に1人1時間あたりにつき通常支払うことを必要とされる料金相当額（消費税額を含まないもの。いずれの名義をもつてするかを問わない。）をいい、その算定方法については、次のとおりとする。

- (ア) 部屋料に歌唱料が含まれている場合は、1人1時間あたりの部屋料（飲食代金が含まれているかどうかを問わない。また、1人あたりの部屋料相当額が明示されていない場合は、1部屋1時間あたりの部屋料相当額を定員数で除して得た額。以下同じ。）を標準単位料金とする。
- (イ) 部屋料と1曲1回ごとの歌唱料がある場合は、1人1時間あたりの部屋料と10曲分相当の歌唱料の額を部屋の定員数で除して得た額の合算額を標準単位料金とする。
- (ウ) 部屋料がなく、1曲1回ごとの歌唱料のみである場合は、10曲分相当の歌唱料の額を部屋の定員数で除して得た額を標準単位料金とする。
- (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)により難い場合は、標準単位料金を500円とみなす。
- (オ) 部屋料又は歌唱料に営業時間等による料金区分がある場合は、それらの算術平均額を部屋料又は歌唱料とみなす。

(歌曲)

- ③ 歌曲において楽曲に著作権がない場合又は本協会の管理外の場合の使用料は、1曲の使用料の $\frac{6}{12}$ の額とする。
- ④ 歌曲において歌詞が本協会の管理外の場合の使用料は、1曲の使用料の $\frac{6}{12}$ の額とする。

(カラオケ伴奏による歌唱)

⑤ (1)及び(2)にかかわらず、専らカラオケ伴奏による歌唱（歌手などの出演者が出演報酬をうけて行う歌唱は除く。以下本節において同じ。）が行われる場合であって、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、当分の間、次のとおりとする。

(ア) ビデオカラオケによる歌唱

区分	定員	月額使用料
1	10名まで	4,000円
2	10名を超え 30名まで	8,000円
3	30名を超え 50名まで	12,000円
4	50名を超え100名まで	16,000円

(イ) オーディオカラオケによる歌唱

区分	定員	月額使用料
1	10名まで	3,000円
2	10名を超え 30名まで	6,000円
3	30名を超え 50名まで	9,000円
4	50名を超え100名まで	12,000円

(ウ) 定員が 100 名を超える場合の使用料は、(1)に定める使用料の額とする。

(エ) 定員が 3 名までの場合の使用料は、1 部屋の面積が 6 m²以上の場合を除き、

区分 1 の場合の使用料の $\frac{80}{100}$ の額とする。

(注) ⑦ ビデオカラオケとは、専ら歌唱の伴奏に供される装置であって音とともに影像を連続して再生するものをいい、オーディオカラオケとは、ビデオカラオケ以外のものをいう（以下本節において同じ。）。

① 同一部屋内で(ア)及び(イ)の方法により著作物を利用する場合の使用料は、

(ア)による。

5 ダンス教授所における演奏等

ダンス教授所など客にダンスを教授することを主たる目的とし、設備を設け客にダンスをさせる営業を行う施設において、当該営業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、原則として1演奏場所又は1上映場所を単位とし、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 月額使用料は、下表のとおりとする。

① 社交ダンス教授所

ダンス教師の数	30分間の教授料 (消費税額を含まないもの。以下同じ。)	月額使用料
1人～3人	1,000円まで	3,000円
	2,000円まで	4,500円
	3,000円まで	6,000円
4人～6人	1,000円まで	5,000円
	2,000円まで	7,500円
	3,000円まで	10,000円
7人～9人	1,000円まで	7,000円
	2,000円まで	10,500円
	3,000円まで	14,000円
10人～12人	1,000円まで	10,000円
	2,000円まで	15,000円
	3,000円まで	20,000円

(ア) ダンス教師の数が12人を超える場合の使用料は、ダンス教師の数が3人までを超えるごとに、「10人～12人」の場合の使用料に、「1人～3人」の場合の使用料を加算した額とする。

(イ) 30分間の教授料が3,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを超えるごとに、「3,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使

用料の $\frac{50}{100}$ の額を加算した額とする。

② 社交ダンス教授所以外のダンス教室などの教授所

面積	30分間の教授料	月額使用料
60 m ² まで	1,000円まで	6,000円
	2,000円まで	8,000円
	3,000円まで	9,000円
120 m ² まで	1,000円まで	9,000円
	2,000円まで	11,000円
	3,000円まで	13,000円
180 m ² まで	1,000円まで	12,000円
	2,000円まで	15,000円
	3,000円まで	17,000円
240 m ² まで	1,000円まで	15,000円
	2,000円まで	18,000円
	3,000円まで	21,000円
300 m ² まで	1,000円まで	18,000円
	2,000円まで	22,000円
	3,000円まで	26,000円

(ア) 面積が300 m²を超える場合の使用料は、150 m²までを増すごとに、「300 m²まで」の場合の使用料に、「60 m²まで」の場合の使用料を加算した額とする。

(イ) 面積が900 m²を超える場合の使用料は、900 m²までの場合の使用料に、「300 m²まで」の場合の使用料を加算した額とする。

(ウ) 30分間の教授料が3,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを超えるごとに、「3,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使

用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

① 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

面 積 30 分間の教授料	5,000 円まで	10,000 円まで	15,000 円まで	20,000 円まで	20,000 円を超える場合 5,000 円までを増すごとに加算する額
60 m ² まで	90 円	110 円	130 円	150 円	20 円
120 m ² まで	140 円	170 円	200 円	230 円	30 円
180 m ² まで	180 円	220 円	260 円	290 円	40 円
240 m ² まで	230 円	280 円	330 円	370 円	50 円
300 m ² まで	270 円	330 円	380 円	440 円	60 円
450 m ² まで	360 円	440 円	510 円	580 円	80 円
600 m ² まで	450 円	540 円	630 円	720 円	90 円
750 m ² まで	540 円	650 円	760 円	870 円	110 円
900 m ² まで	630 円	760 円	890 円	1,010 円	130 円
1,125 m ² まで	720 円	870 円	1,010 円	1,160 円	150 円
1,500 m ² まで	900 円	1,080 円	1,260 円	1,440 円	180 円
2,250 m ² まで	1,260 円	1,520 円	1,770 円	2,020 円	260 円
3,000 m ² まで	1,620 円	1,950 円	2,270 円	2,600 円	330 円
3,000 m ² を超える場合	1,980 円	2,380 円	2,780 円	3,170 円	400 円

② ①にかかわらず、適法に録音された録音物により著作物の演奏が行われる場合、利用時間 5 分までの使用料は、下表のとおりとする。

面 積 30 分間の教授料	5,000 円まで	10,000 円まで	15,000 内年まで	20,000 内年まで	20,000 円を超える場合 5,000 円までを増すごとに加算する額
60 m ² まで	40 円	50 円	60 円	70 円	10 円
120 m ² まで	60 円	80 円	90 円	100 円	20 円
180 m ² まで	80 円	100 円	120 円	130 円	20 円
240 m ² まで	90 円	120 円	140 円	150 円	20 円
300 m ² まで	110 円	140 円	160 円	180 円	30 円
450 m ² まで	150 円	180 円	210 円	240 円	30 円
600 m ² まで	180 円	220 円	260 円	290 円	40 円
750 m ² まで	220 円	270 円	310 円	360 円	50 円
900 m ² まで	260 円	320 円	370 円	420 円	60 円
1,125 m ² まで	290 円	350 円	410 円	470 円	60 円
1,500 m ² まで	360 円	440 円	510 円	580 円	80 円
2,250 m ² まで	510 円	620 円	720 円	820 円	110 円
3,000 m ² まで	650 円	780 円	910 円	1,040 円	130 円
3,000 m ² を超える場合	800 円	960 円	1,120 円	1,280 円	160 円

③ ①にかかわらず、ビデオグラムの上映が行われる場合、利用時間 5 分までの使用料は、①の使用料の $\frac{60}{100}$ の額とする。

④ 1 曲 1 回の利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分を超えるごとに、利用時間が 5 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(ダンス教授所における演奏等の備考)

(ダンス教師の数)

- ① ダンス教師の数とは、当該施設において対価（名目の如何を問わない。）を得てダンスを教授する者の総数をいう。
- ② 上記①に該当する者で、一日の勤務時間を問わず週4日以上勤務をする者についてはその人数を1人と、週3日以内勤務をする者については0.5人とし、それぞれを合算した人数をダンス教師の数とする。

なお、1人に満たない端数が出た場合は、切り上げとする。

(面積)

- ③ 面積とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいう。

(30分間の教授料)

- ④ 30分間の教授料とは、名義を問わず、客がダンスのレッスンを受けるために支払うもの（消費税額を含まないもの。）で、1教程に支払う対価を30分の割合にした料金をいう。

なお、この料金に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。

6 フィットネスクラブにおける演奏等

フィットネスクラブ（屋内にスタジオ、マシンジム、プールなどの運動設備を設け、インストラクター、トレーナーなどの運動技術指導者を配置し、利用客に対する運動の指導又は管理を実施する施設をいう。）において、当該運動の指導又は管理とともに演奏等により著作物を利用する場合の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設あたりの月額使用料は、下表のとおりとする。

面積 月会費	50坪 (165m ²)まで	60坪 (198m ²)まで	70坪 (231m ²)まで	80坪 (264m ²)まで	90坪 (297m ²)まで	100坪 (330m ²)まで	110坪 (363m ²)まで	120坪 (396m ²)まで	130坪 (429m ²)まで	140坪 (462m ²)まで	150坪 (495m ²)まで	加算 ※2)
5,000円まで	3,100円	3,720円	4,340円	4,960円	5,580円	6,200円	6,820円	7,440円	8,060円	8,680円	9,300円	620円
5,500円まで	3,400円	4,080円	4,760円	5,440円	6,120円	6,800円	7,480円	8,160円	8,840円	9,520円	10,200円	680円
6,000円まで	3,700円	4,440円	5,180円	5,920円	6,660円	7,400円	8,140円	8,880円	9,620円	10,360円	11,100円	740円
6,500円まで	4,000円	4,800円	5,600円	6,400円	7,200円	8,000円	8,800円	9,600円	10,400円	11,200円	12,000円	800円
7,000円まで	4,300円	5,160円	6,020円	6,880円	7,740円	8,600円	9,460円	10,320円	11,180円	12,040円	12,900円	860円
7,500円まで	4,600円	5,520円	6,440円	7,360円	8,280円	9,200円	10,120円	11,040円	11,960円	12,880円	13,800円	920円
8,000円まで	4,900円	5,880円	6,860円	7,840円	8,820円	9,800円	10,780円	11,760円	12,740円	13,720円	14,700円	980円
8,500円まで	5,200円	6,240円	7,280円	8,320円	9,360円	10,400円	11,440円	12,480円	13,520円	14,560円	15,600円	1,040円
9,000円まで	5,500円	6,600円	7,700円	8,800円	9,900円	11,000円	12,100円	13,200円	14,300円	15,400円	16,500円	1,100円
9,500円まで	5,800円	6,960円	8,120円	9,280円	10,440円	11,600円	12,760円	13,920円	15,080円	16,240円	17,400円	1,160円
10,000円まで	6,100円	7,320円	8,540円	9,760円	10,980円	12,200円	13,420円	14,640円	15,860円	17,080円	18,300円	1,220円
10,500円まで	6,400円	7,680円	8,960円	10,240円	11,520円	12,800円	14,080円	15,360円	16,640円	17,920円	19,200円	1,280円
11,000円まで	6,700円	8,040円	9,380円	10,720円	12,060円	13,400円	14,740円	16,080円	17,420円	18,760円	20,100円	1,340円
11,500円まで	7,000円	8,400円	9,800円	11,200円	12,600円	14,000円	15,400円	16,800円	18,200円	19,600円	21,000円	1,400円
12,000円まで	7,300円	8,760円	10,220円	11,680円	13,140円	14,600円	16,060円	17,520円	18,980円	20,440円	21,900円	1,460円
12,500円まで	7,600円	9,120円	10,640円	12,160円	13,680円	15,200円	16,720円	18,240円	19,760円	21,280円	22,800円	1,520円
加算 ※1)	300円	360円	420円	480円	540円	600円	660円	720円	780円	840円	900円	

※1 月会費が12,500円を超える場合、500円までを増すごとに加算する額。

※2 面積が150坪(495m²)を超える場合、10坪(33m²)までを増すごとに加算する額。

(2) (1) によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

① 利用時間が 5 分までの使用料は、下表のとおりとする。

面積 月会費	50坪 (65m ²)まで	70坪 (81m ²)まで	90坪 (97m ²)まで	110坪 (113m ²)まで	130坪 (129m ²)まで	150坪 (145m ²)まで	加算 ※4)
5,000円まで	30円	40円	60円	70円	80円	90円	10円
6,500円まで	40円	60円	70円	90円	100円	120円	20円
8,000円まで	50円	70円	90円	110円	130円	150円	20円
9,500円まで	60円	80円	100円	130円	150円	170円	20円
11,000円まで	70円	90円	120円	150円	170円	200円	30円
12,500円まで	80円	110円	140円	170円	200円	230円	30円
加算 ※3)	10円	10円	10円	20円	20円	30円	

※3 月会費が 12,500 円を超える場合、1,500 円までを増すごとに加算する額。

※4 面積が 150 坪 (495 m²) を超える場合、20 坪 (66 m²) までを増すごとに加算する額。

② 1 曲 1 回の利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(フィットネスクラブにおける演奏等の備考)

(上映)

① 上映には、映画フィルムを用いた上映を含まない。

(伝達)

② 伝達には、第 12 節 BGM 規定の適用を受ける伝達を含まない。

(運動設備)

③ 運動設備とは、名称の如何を問わず、エアロビクス、ダンス、サーキットトレーニング、マシントレーニング、アクアビクス等の運動を行う目的で用意された設備をいう。

(月会費)

④ 月会費とは、当該施設を全営業日の全営業時間利用可能な利用客がその対価として通常支払うことが必要とされる 1 か月当たりの額（消費税相当額を含まない。）をいう。

⑤ 月会費の設定がない場合は、(1) 表及び (2) 表の月会費 5,000 円までの区分を適用する。

(面積)

⑥ 面積とは、

- (ア) 著作物の演奏等が行われる場所（遮蔽物で仕切られた区域全体をいう。）の面積をいう。ただし、プールについては水面部分（一部分をコースロープで仕切って利用する場合は、著作物の演奏等を伴う運動の指導又は管理が行われる部分）の面積をいう。
- (イ) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ施設において、スタジオ、ジム、プールなどの複数の場所で演奏等が行われる場合は、これらの場所の面積を合計したものをいう。
- (ウ) 専ら上映又は伝達が行われる場合については、当該場所の面積に $\frac{40}{100}$ を乗じて得た数を面積とみなす。

(使用料計算の特例)

- ⑦ 面積が 20 坪 (66 m^2) 以下の施設において演奏等が行われる場合で、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は (1) 表の面積 50 坪 (165 m^2) までの区分に定める各使用料額の $\frac{50}{100}$ の額とする。
- ⑧ 利用客に対する運動の指導又は管理とともに、専ら放送又は有線放送の伝達が行われる場合については、当分の間、使用料を免除する。
- ⑨ フィットネスクラブにおける演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。

7 カルチャーセンターにおける演奏等

カルチャーセンター、文化教室、オープンカレッジその他設備を設け、教養、技能、技芸、運動等の複数の分野の講座を恒常に開設し、教授する事業を行う施設（以下「カルチャーセンター」という。）において、当該事業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本節1、2、3、4、5、6、8及び9の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設あたりの年額使用料は、受講料収入

算定基準額の $\frac{1}{100}$ の額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は次のとおりとする。

① 演奏等が行われる講座1回あたりの使用料は、下表のとおりとする。

受講者数 講座 1回の受講料	10名 まで	15名 まで	20名 まで	25名 まで	30名 まで
1,000円まで	150円	220円	300円	370円	450円
1,500円まで	220円	330円	450円	560円	670円
2,000円まで	300円	450円	600円	750円	900円
2,500円まで	370円	560円	750円	930円	1,120円
3,000円まで	450円	670円	900円	1,120円	1,350円
3,500円まで	520円	780円	1,050円	1,310円	1,570円
4,000円まで	600円	900円	1,200円	1,500円	1,800円
4,500円まで	670円	1,010円	1,350円	1,680円	2,020円
5,000円まで	750円	1,120円	1,500円	1,870円	2,250円

講座1回の受講料が5,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを増すごとに、「5,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使用料を加算した額とする。

受講者数が30名を超える場合の使用料は、10名までを増すごとに、「30名まで」の場合の使用料に、「10名まで」の場合の使用料を加算した額とする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は下表のとおりとする。

(ア) 利用時間が 5 分までの使用料は、下表のとおりとする。

受講者数 講座 1回の受講料	10名 まで	15名 まで	20名 まで	25名 まで	30名 まで
1,000円まで	50円	70円	100円	120円	150円
2,000円まで	100円	150円	200円	250円	300円
3,000円まで	150円	220円	300円	370円	450円
4,000円まで	200円	300円	400円	500円	600円
5,000円まで	250円	370円	500円	620円	750円

講座 1 回の受講料が 5,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを増すごとに、「5,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使用料を加算した額とする。

受講者数が 30 名を超える場合の使用料は、10 名までを増すごとに、「30 名まで」の場合の使用料に、「10 名まで」の場合の使用料を加算した額とする。

(イ) 1 曲 1 回の利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(カルチャーセンターにおける演奏等の備考)

(演奏等)

① 演奏等とは、著作物を演奏、上映（映画フィルムを用いた上映を除く。）又は伝達（第 12 節 BGM 規定の適用を受ける伝達を除く。）することをいう。

(年度区分)

② (1)の規定の年度区分は、4 月から翌年 3 月までとする。

(受講料)

③ 受講料とは、いずれの名義をもってするかを問わず、講座を受講するにあたり通常必要となる受講者 1 人あたりの料金（消費税額を含まないもの。）をいう。ただし、別途特別な教材費、会場使用料及び楽器使用料の負担の明示がある場合にはその額を控除して得た額をいう。

会費制等により講座毎の受講料の定めがない場合は、当該会費収入等の範囲内で利用

状況等を参酌して、受講料を算出する。

(受講料収入算定基準額)

- ④ 受講料収入算定基準額とは、前年度に当該施設で行われた本協会の管理する著作物利用講座の受講料収入の額とする。但し、これにより難い場合は、音楽を利用した全ての講座の受講料収入の $\frac{50}{100}$ の額とする。

(講座 1 回の受講料)

- ⑤ 講座 1 回の受講料とは、当該講座の受講料（受講料に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。有料と無料が混在する場合は、無料は含めない。）を開講回数で除して得た額とする。

(受講者数)

- ⑥ 受講者数とは、募集定員をいう。ただし、(2)の規定において、あらかじめ受講者数が確定している場合にはその数とする。

(著作物 1 曲 1 回ごとの使用料)

- ⑦ 著作物 1 曲 1 回ごとの使用料とは、著作物の全部又は一部を 1 回利用するごとの使用料をいう。

(使用料計算の特例)

- ⑧ (1)の規定を適用する場合において、開業年度の使用料は、最初の講座を開講した日から一定期間の受講料収入を、開講から年度末までの期間の受講料収入に換算した額の範囲内で、利用状況等を参酌した受講料収入算定基準額により算定する。

- ⑨ (1)の規定を適用する場合において、使用料を算定する年度の前年度において受講料収入を得る期間が 1 年に満たないときの使用料は、年間の受講料収入に換算した額の範囲内で、利用状況等を参酌した受講料収入算定基準額により算定する。

- ⑩ (2)①又は②の規定を適用する場合において、受講者数が 5 名までの場合の使用料は、該当する表の 10 名までの区分に定める各使用料額の $\frac{50}{100}$ の額とする。

(その他)

- ⑪ カルチャーセンターにおける演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。

8 社交場における演奏等

ライブハウス、キャバレー、ディスコ、バー、スナック、旅館その他設備を設け客に飲食又はダンスをさせる営業を行う施設（以下「社交場」という。）において、当該営業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本節1、2、3及び9の規定にかかわらず（3の(9)及び(10)に該当するものは除く。）、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 使用料の種類

社交場における演奏等の使用料の種類は、次のとおりとする。

① 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

(ア) 年間をとおして毎月音楽を利用する場合の月額使用料

(年間利用月額)

(イ) 1年に満たない一定期間音楽を利用する場合の月額使用料

(期間利用月額)

(ウ) 1日1回あたりの使用料

② ①によらない場合

1曲1回の使用料

(2) 使用料の適用区分

社交場における演奏等の使用料は、原則として1演奏場所又は1上映場所を単位とし、次のとおりとする。

区分1 主として不特定の客を対象とする営業

① ライブハウスなど、主として客に音楽を聞かせることを目的として、音楽を利用する場合

・・・・・別表1、別表7又は別表8

② キャバレー、ショーパブ、レストランシアターなど、主として客にショーもしくは芸能を鑑賞させ、又はダンスをさせることを目的として、演奏時間を設けて音楽を利用する場合

・・・・・別表2、別表7又は別表8

③ ディスコ、ダンスホールなど、主として客にダンスをさせることを目的として、営業時間をとおして音楽を利用する場合

・・・・・別表3又は別表8

④ バー、スナック、居酒屋、レストランなど、区分 1①乃至③以外の音楽利用

・・・・・別表 4、別表 7 又は別表 8

区分 2 団体客、招待客など主として特定の客を対象とする営業

⑤ 結婚会館、料理店、旅館、ホテルなどの施設における営業であって、宴会を主たる目的とするもの

・・・・・別表 5、別表 7 又は別表 8

区分 3 主として宿泊客を対象とする営業

⑥ 旅館、ホテルなどの宿泊施設において、主として宿泊客を対象とするもの

・・・・・別表 6 又は別表 8

(社交場における演奏等の備考)

(演奏)

① 演奏とは、生演奏又はレコード演奏をいう。

(生演奏)

② 生演奏とは、ピアノ、ギターなどの楽器を用いて行う演奏又は歌手などの歌唱をいう。ただし、カラオケ伴奏による歌唱を含まない。

(レコード演奏)

③ レコード演奏とは、適法に録音された録音物を用いて行う演奏をいう。ただし、第12節BGM規定の適用を受ける演奏を含まない。

④ 区分1において自動演奏機能付ピアノ、ジュークボックス(貨幣式自動演奏設備)及びこれに類似する設備によりレコード演奏を行う場合の使用料は、別表4に定める各演奏時間区分の月額使用料又は別表8の4に定める1曲1回の使用料のそれぞれ $\frac{40}{100}$ の額とする。

(カラオケ伴奏による歌唱)

⑤ カラオケ伴奏による歌唱とは、カラオケ設備により行う客の歌唱をいう。

(伝達)

⑥ 伝達とは、有線放送等により公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達することをいう。ただし、第12節BGM規定の適用を受ける伝達を含まない。

⑦ 区分1②、③及び区分3⑥「宴会場以外の施設」において伝達が行われる場合の使用料は、各別表に定める演奏の使用料額とする。

(ビデオグラムの上映)

⑧ ビデオグラムとは、第7節ビデオグラム録音の規定により著作物を録音したものといい、ビデオグラムの上映は、歌唱の伴奏として行われるビデオグラムの上映を含まない。

⑨ 区分1①、②、④及び区分3⑥「宴会場以外の施設」においてビデオグラムの上映が行われる場合の使用料は、該当する別表に定める演奏(演奏時間区分がある場合は、当該演奏時間区分による)の月額使用料の $\frac{60}{100}$ の額又は映像表示装置(モニタ一)1台あたり月額2,000円のいずれか少ない額とする。

⑩ 区分1①から区分3⑥においてビデオグラムの上映が行われる場合の1曲1回の使用料は、別表8に定める演奏の使用料の $\frac{60}{100}$ の額とする。

(座席数、面積)

- ⑪ 座席数とは、社交場に設備されている客席の総数をいう。
- ⑫ 面積とは、
 - (ア) 区分 1③においては、客に飲食もしくはダンスをさせ、又は歌唱させるために設けられた場所(客などが利用するための通路を含む。)の面積を合算したものをいう。
 - (イ) 区分 2⑤においては、主として宴会のために設けられた場所(壁など固定の遮蔽物により仕切られた部分)の面積をいう。
- ⑬ 座席数の算定方法は、次のとおりとする。
 - (ア) 椅子席等の場合
 - 1人用の椅子又は座席については、その数を、2人掛け以上の長椅子式の椅子席にあっては、当該椅子席の正面巾を0.5mで除して得た数を座席数とみなす。
 - (イ) その他の場合
 - 椅子又は座席以外の客席(客にダンスをさせるための場所を含む。)については、当該部分の面積を1.5 m²で除して得た数を座席数とみなす。
 - (ウ) 社交員数の控除
 - 区分 1②及び④に該当し、キャバレーなど風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条1号乃至2号に定める、客の接待を行う営業で、都道府県公安委員会の許可を受けている社交場において、ホステスなどの常勤の社交員がいる場合は、座席数81席以上のものは、その座席数の $\frac{20}{100}$ の数を限度とし、区分1④の座席数が41席以上80席までのものは、その座席数の $\frac{10}{100}$ の数を限度とし、(ア)又は(イ)により算定した座席数から常勤の社交員数を控除了した数を座席数とする。

(標準単位料金)

- ⑭ 標準単位料金とは、客1人あたりにつき通常支払うことを必要とされる税引き後の料金相当額(いずれの名義をもってするかを問わない)をいい、その基準については、使用料規程取扱細則に定める。

(月額使用料)

- ⑯ 別表 5 から別表 7 (1)において、年間をとおして毎月音楽を利用する場合と、1年に満たない一定期間音楽を利用する場合の月額使用料は同額とする。

(1曲1回あたりの使用料)

- ⑰ 1曲1回あたりの使用料とは、著作物の全部又は一部を1回利用するごとの使用料をいう。

- ⑱ 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分を超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(使用料の計算の特例)

- ⑲ 区分1①、②及び④において、月間演奏時間が10時間までの場合の使用料は、該当する別表に定める月間30時間までの演奏の使用料の $\frac{50}{100}$ の額とする。

- ⑳ 区分1①、②及び④において演奏が行なわれる場合で、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料の額が別表に定める月額使用料により難い場合は、各別表に定める1曲1回の使用料を積算する方式により著作物の利用頻度を参照し、月額使用料または年額使用料を定めることができる。

上記により算出した年間の使用料が12,000円を下回る場合は、年額12,000円とする。

- ㉑ 区分1③において、月間演奏日数が3日までの場合は、別表に定める月間10日間までの演奏等の使用料の $\frac{30}{100}$ の額を1日の使用料とする。

この場合の1日とは、当該演奏等が行われる施設の営業開始時間から終了時間までをいう。

- ㉒ 同一場所において、演奏、ビデオグラムの上映及びカラオケ伴奏による歌唱のうち、2以上の異なる方法の演奏等により著作物を利用する場合の計算は、次のとおりとする。

(ア) 区分1①、②及び④において演奏と、本備考④の適用を受けるレコード演奏とが行われる場合は、それぞれの演奏時間を合算した総演奏時間を演奏時間とし、該当する別表に定める月額使用料の額又は各利用方法ごとに算出した使用料を合算した額のいずれか少ない額とする。

(イ) 区分1①、②及び④において演奏と、ビデオグラム上映及びカラオケ伴奏による歌唱の2以上の異なる方法による演奏等が行われる場合は、各利用方法ごとに算出した使用料を合算した額とする。

- (ウ) 区分 1④において、本備考④の適用を受けるレコード演奏、ビデオグラム上映及びカラオケ伴奏による歌唱の 2 以上 の方法による演奏等が行われる場合は、各利用方法ごとに算出した使用料を合算した額とする。
- (エ) 区分 3⑥の「宴会場以外の施設」において、別表 6⑧の適用を受けるレコード演奏、ビデオグラム上映及びカラオケ伴奏による歌唱の 2 以上 の方法による演奏等が行われる場合は、別表 6「宴会場以外の施設」の演奏の月額使用料の $\frac{60}{100}$ の額又は各利用方法ごとに算出した使用料を合算した額のいづれか少ない額とする。
- (オ) 区分 3⑥の「宴会場以外の施設」において生演奏と、レコード演奏、カラオケ伴奏による歌唱など他の方法による演奏等が行われる場合は、別表 6 の「宴会場以外の施設」の演奏の月額使用料の額とする。
- (カ) (ア)、(イ) 及び (ウ) にかかるわらず、区分 1④において別表 7(2) (注) ⑦に該当するカラオケ伴奏による歌唱がある場合の使用料の計算は、次のとおりとする。
- ⑦ 演奏等とカラオケ伴奏による歌唱とが行われる場合は、それぞれの演奏時間を合算した総演奏時間を演奏時間とし、別表 4 に定める各演奏時間区分の月額使用料の額とする。
- ① ビデオグラムの上映と、カラオケ伴奏による歌唱とが行われる場合は、別表 7 (1) に定める使用料の額とする。
- (その他)
- ② 社交場における演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の額の範囲内で決定する。

別表

①包括的利用許諾契約を結ぶ場合

別表 1 (区分 1①)

座席数	演奏の方法 標準 単位料金	月間 30 時間までの 演奏		月間 30 時間を超える 60 時間までの演奏		月間 60 時間を超える 演奏	
		年間利用 月額	期間利用 月額	年間利用 月額	期間利用 月額	年間利用 月額	期間利用 月額
20 席 まで	1,000 円まで	8,000 円	10,000 円	12,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円
	2,000 円まで	10,000 円	12,500 円	15,000 円	18,750 円	24,000 円	30,000 円
	3,000 円まで	12,000 円	15,000 円	17,000 円	21,250 円	28,000 円	35,000 円
30 席 まで	1,000 円まで	12,000 円	15,000 円	17,000 円	21,250 円	27,000 円	33,750 円
	2,000 円まで	14,000 円	17,500 円	21,000 円	26,250 円	33,000 円	41,250 円
	3,000 円まで	16,000 円	20,000 円	24,000 円	30,000 円	38,000 円	47,500 円
40 席 まで	1,000 円まで	15,000 円	18,750 円	22,000 円	27,500 円	36,000 円	45,000 円
	2,000 円まで	18,000 円	22,500 円	27,000 円	33,750 円	44,000 円	55,000 円
	3,000 円まで	21,000 円	26,250 円	31,000 円	38,750 円	51,000 円	63,750 円
60 席 まで	1,000 円まで	18,000 円	22,500 円	27,000 円	33,750 円	45,000 円	56,250 円
	2,000 円まで	22,000 円	27,500 円	33,000 円	41,250 円	54,000 円	67,500 円
	3,000 円まで	26,000 円	32,500 円	38,000 円	47,500 円	63,000 円	78,750 円
80 席 まで	1,000 円まで	22,000 円	27,500 円	33,000 円	41,250 円	54,000 円	67,500 円
	2,000 円まで	27,000 円	33,750 円	40,000 円	50,000 円	65,000 円	81,250 円
	3,000 円まで	32,000 円	40,000 円	47,000 円	58,750 円	76,000 円	95,000 円
120 席 まで	1,000 円まで	30,000 円	37,500 円	44,000 円	55,000 円	72,000 円	90,000 円
	2,000 円まで	36,000 円	45,000 円	53,000 円	66,250 円	87,000 円	108,750 円
	3,000 円まで	42,000 円	52,500 円	62,000 円	77,500 円	101,000 円	126,250 円
160 席 まで	1,000 円まで	36,000 円	45,000 円	54,000 円	67,500 円	90,000 円	112,500 円
	2,000 円まで	44,000 円	55,000 円	65,000 円	81,250 円	108,000 円	135,000 円
	3,000 円まで	51,000 円	63,750 円	76,000 円	95,000 円	126,000 円	157,500 円
200 席 まで	1,000 円まで	44,000 円	55,000 円	65,000 円	81,250 円	108,000 円	135,000 円
	2,000 円まで	52,000 円	65,000 円	78,000 円	97,500 円	130,000 円	162,500 円
	3,000 円まで	61,000 円	76,250 円	91,000 円	113,750 円	152,000 円	190,000 円
300 席 まで	1,000 円まで	58,000 円	72,500 円	87,000 円	108,750 円	144,000 円	180,000 円
	2,000 円まで	70,000 円	87,500 円	105,000 円	131,250 円	173,000 円	216,250 円
	3,000 円まで	82,000 円	102,500 円	122,000 円	152,500 円	202,000 円	252,500 円
400 席 まで	1,000 円まで	72,000 円	90,000 円	108,000 円	135,000 円	180,000 円	225,000 円
	2,000 円まで	87,000 円	108,750 円	130,000 円	162,500 円	216,000 円	270,000 円
	3,000 円まで	102,000 円	127,500 円	152,000 円	190,000 円	252,000 円	315,000 円
500 席 まで	1,000 円まで	87,000 円	108,750 円	130,000 円	162,500 円	216,000 円	270,000 円
	2,000 円まで	104,000 円	130,000 円	156,000 円	195,000 円	260,000 円	325,000 円
	3,000 円まで	122,000 円	152,500 円	182,000 円	227,500 円	303,000 円	378,750 円
500 席 を超える 場合	1,000 円まで	116,000 円	145,000 円	173,000 円	216,250 円	288,000 円	360,000 円
	2,000 円まで	139,000 円	173,750 円	208,000 円	260,000 円	346,000 円	432,500 円
	3,000 円まで	162,000 円	202,500 円	243,000 円	303,750 円	404,000 円	505,000 円

標準単位料金が 3,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを増すごとに、「3,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

別表2（区分1②）

座席数	演奏の方法 標準 単位料金	月間30時間までの演奏		月間30時間を超え60時間までの演奏		月間60時間を超える演奏	
		年間利用 月額	期間利用 月額	年間利用 月額	期間利用 月額	年間利用 月額	期間利用 月額
40席まで	1,000円まで	12,000円	15,000円	17,000円	21,250円	27,000円	33,750円
	3,000円まで	15,000円	18,750円	22,000円	27,500円	36,000円	45,000円
	5,000円まで	18,000円	22,500円	27,000円	33,750円	45,000円	56,250円
	10,000円まで	22,000円	27,500円	33,000円	41,250円	54,000円	67,500円
	15,000円まで	26,000円	32,500円	38,000円	47,500円	63,000円	78,750円
	20,000円まで	30,000円	37,500円	44,000円	55,000円	72,000円	90,000円
60席まで	1,000円まで	14,000円	17,500円	21,000円	26,250円	35,000円	43,750円
	3,000円まで	19,000円	23,750円	28,000円	35,000円	46,000円	57,500円
	5,000円まで	23,000円	28,750円	35,000円	43,750円	57,000円	71,250円
	10,000円まで	28,000円	35,000円	42,000円	52,500円	69,000円	86,250円
	15,000円まで	32,000円	40,000円	48,000円	60,000円	80,000円	100,000円
	20,000円まで	37,000円	46,250円	55,000円	68,750円	92,000円	115,000円
80席まで	1,000円まで	17,000円	21,250円	25,000円	31,250円	41,000円	51,250円
	3,000円まで	23,000円	28,750円	33,000円	41,250円	55,000円	68,750円
	5,000円まで	28,000円	35,000円	41,000円	51,250円	68,000円	85,000円
	10,000円まで	34,000円	42,500円	50,000円	62,500円	82,000円	102,500円
	15,000円まで	39,000円	48,750円	58,000円	72,500円	96,000円	120,000円
	20,000円まで	44,000円	55,000円	66,000円	82,500円	109,000円	136,250円
120席まで	1,000円まで	20,000円	25,000円	30,000円	37,500円	49,000円	61,250円
	3,000円まで	27,000円	33,750円	40,000円	50,000円	65,000円	81,250円
	5,000円まで	33,000円	41,250円	49,000円	61,250円	81,000円	101,250円
	10,000円まで	40,000円	50,000円	59,000円	73,750円	98,000円	122,500円
	15,000円まで	46,000円	57,500円	69,000円	86,250円	114,000円	142,500円
	20,000円まで	53,000円	66,250円	79,000円	98,750円	130,000円	162,500円
160席まで	1,000円まで	26,000円	32,500円	38,000円	47,500円	62,000円	77,500円
	3,000円まで	34,000円	42,500円	50,000円	62,500円	82,000円	102,500円
	5,000円まで	42,000円	52,500円	62,000円	77,500円	102,000円	127,500円
	10,000円まで	50,000円	62,500円	75,000円	93,750円	123,000円	153,750円
	15,000円まで	58,000円	72,500円	87,000円	108,750円	143,000円	178,750円
	20,000円まで	67,000円	83,750円	100,000円	125,000円	164,000円	205,000円
200席まで	1,000円まで	30,000円	37,500円	45,000円	56,250円	74,000円	92,500円
	3,000円まで	40,000円	50,000円	60,000円	75,000円	98,000円	122,500円
	5,000円まで	50,000円	62,500円	74,000円	92,500円	122,000円	152,500円
	10,000円まで	60,000円	75,000円	89,000円	111,250円	147,000円	183,750円
	15,000円まで	70,000円	87,500円	104,000円	130,000円	171,000円	213,750円
	20,000円まで	80,000円	100,000円	119,000円	148,750円	196,000円	245,000円
300席まで	1,000円まで	40,000円	50,000円	59,000円	73,750円	98,000円	122,500円
	3,000円まで	53,000円	66,250円	79,000円	98,750円	130,000円	162,500円
	5,000円まで	66,000円	82,500円	98,000円	122,500円	162,000円	202,500円
	10,000円まで	79,000円	98,750円	118,000円	147,500円	195,000円	243,750円
	15,000円まで	92,000円	115,000円	138,000円	172,500円	227,000円	283,750円
	20,000円まで	105,000円	131,250円	157,000円	196,250円	260,000円	325,000円

別表2（区分1②）

座席数	標準 単位料金	月間30時間までの 演奏		月間30時間を超え 60時間までの演奏		月間60時間を超える 演奏	
		年間利用 月額	期間利用 月額	年間利用 月額	期間利用 月額	年間利用 月額	期間利用 月額
400席 まで	1,000円まで	50,000円	62,500円	74,000円	92,500円	122,000円	152,500円
	3,000円まで	66,000円	82,500円	98,000円	122,500円	163,000円	203,750円
	5,000円まで	82,000円	102,500円	122,000円	152,500円	203,000円	253,750円
	10,000円まで	98,000円	122,500円	147,000円	183,750円	244,000円	305,000円
	15,000円まで	114,000円	142,500円	171,000円	213,750円	285,000円	356,250円
	20,000円まで	131,000円	163,750円	196,000円	245,000円	325,000円	406,250円
500席 まで	1,000円まで	59,000円	73,750円	88,000円	110,000円	146,000円	182,500円
	3,000円まで	78,000円	97,500円	117,000円	146,250円	195,000円	243,750円
	5,000円まで	98,000円	122,500円	146,000円	182,500円	243,000円	303,750円
	10,000円まで	118,000円	147,500円	176,000円	220,000円	292,000円	365,000円
	15,000円まで	137,000円	171,250円	205,000円	256,250円	341,000円	426,250円
	20,000円まで	156,000円	195,000円	234,000円	292,500円	389,000円	486,250円
750席 まで	1,000円まで	78,000円	97,500円	117,000円	146,250円	195,000円	243,750円
	3,000円まで	104,000円	130,000円	156,000円	195,000円	260,000円	325,000円
	5,000円まで	130,000円	162,500円	195,000円	243,750円	324,000円	405,000円
	10,000円まで	156,000円	195,000円	234,000円	292,500円	389,000円	486,250円
	15,000円まで	182,000円	227,500円	273,000円	341,250円	454,000円	567,500円
	20,000円まで	208,000円	260,000円	312,000円	390,000円	519,000円	648,750円
750席 を超える 場合	1,000円まで	98,000円	122,500円	146,000円	182,500円	243,000円	303,750円
	3,000円まで	130,000円	162,500円	195,000円	243,750円	324,000円	405,000円
	5,000円まで	162,000円	202,500円	243,000円	303,750円	405,000円	506,250円
	10,000円まで	195,000円	243,750円	292,000円	365,000円	486,000円	607,500円
	15,000円まで	228,000円	285,000円	341,000円	426,250円	567,000円	708,750円
	20,000円まで	260,000円	325,000円	389,000円	486,250円	648,000円	810,000円

標準単位料金が20,000円を超える場合の使用料は、5,000円までを増すごとに、「20,000円まで」の場合の使用料に、「5,000円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

別表3（区分1③）

面積	演奏の方法 標準 単位料金	月間10日間までの 演奏等		月間11日間を超える 19日間までの演奏等		月間20日間以上の 演奏等	
		年間利用 月額	期間利用 月額	年間利用 月額	期間利用 月額	年間利用 月額	期間利用 月額
45 m ² まで	1,000円まで	9,000円	11,250円	13,000円	16,250円	21,000円	26,250円
	3,000円まで	12,000円	15,000円	17,000円	21,250円	28,000円	35,000円
	5,000円まで	15,000円	17,500円	21,000円	26,250円	34,000円	42,500円
60 m ² まで	1,000円まで	12,000円	15,000円	17,000円	21,250円	27,000円	33,750円
	3,000円まで	15,000円	18,750円	22,000円	27,500円	36,000円	45,000円
	5,000円まで	18,000円	22,500円	27,000円	33,750円	45,000円	56,250円
90 m ² まで	1,000円まで	14,000円	17,500円	21,000円	26,250円	35,000円	43,750円
	3,000円まで	19,000円	23,750円	28,000円	35,000円	46,000円	57,500円
	5,000円まで	23,000円	28,750円	35,000円	43,750円	57,000円	71,250円
120 m ² まで	1,000円まで	17,000円	21,250円	25,000円	31,250円	41,000円	51,250円
	3,000円まで	23,000円	28,750円	33,000円	41,250円	55,000円	68,750円
	5,000円まで	28,000円	35,000円	41,000円	51,250円	68,000円	85,000円
180 m ² まで	1,000円まで	20,000円	25,000円	30,000円	37,500円	49,000円	61,250円
	3,000円まで	27,000円	33,750円	40,000円	50,000円	65,000円	81,250円
	5,000円まで	33,000円	41,250円	49,000円	61,250円	81,000円	101,250円
240 m ² まで	1,000円まで	26,000円	32,500円	38,000円	47,500円	62,000円	77,500円
	3,000円まで	34,000円	42,500円	50,000円	62,500円	82,000円	102,500円
	5,000円まで	42,000円	52,500円	62,000円	77,500円	102,000円	127,500円
300 m ² まで	1,000円まで	30,000円	37,500円	45,000円	56,250円	74,000円	92,500円
	3,000円まで	40,000円	50,000円	60,000円	75,000円	98,000円	122,500円
	5,000円まで	50,000円	62,500円	74,000円	92,500円	122,000円	152,500円
450 m ² まで	1,000円まで	40,000円	50,000円	59,000円	73,750円	98,000円	122,500円
	3,000円まで	53,000円	66,250円	79,000円	98,750円	130,000円	162,500円
	5,000円まで	66,000円	82,500円	98,000円	122,500円	162,000円	202,500円
600 m ² まで	1,000円まで	50,000円	62,500円	74,000円	92,500円	122,000円	152,500円
	3,000円まで	66,000円	82,500円	98,000円	122,500円	163,000円	203,750円
	5,000円まで	82,000円	102,500円	122,000円	152,500円	203,000円	253,750円
750 m ² まで	1,000円まで	59,000円	73,750円	88,000円	110,000円	146,000円	182,500円
	3,000円まで	78,000円	97,500円	117,000円	146,250円	195,000円	243,750円
	5,000円まで	98,000円	122,500円	146,000円	182,500円	243,000円	303,750円
1,125 m ² まで	1,000円まで	78,000円	97,500円	117,000円	146,250円	195,000円	243,750円
	3,000円まで	104,000円	130,000円	156,000円	195,000円	260,000円	325,000円
	5,000円まで	130,000円	162,500円	195,000円	243,750円	324,000円	405,000円
1,500 m ² まで	1,000円まで	98,000円	122,500円	146,000円	182,500円	243,000円	303,750円
	3,000円まで	130,000円	162,500円	195,000円	243,750円	324,000円	405,000円
	5,000円まで	162,000円	202,500円	243,000円	303,750円	405,000円	506,250円
1,500 m ² を超える場合	1,000円まで	137,000円	171,250円	205,000円	256,250円	341,000円	426,250円
	3,000円まで	182,000円	227,500円	273,000円	341,250円	454,000円	567,500円
	5,000円まで	228,000円	285,000円	341,000円	426,250円	567,000円	708,750円

標準単位料金が5,000円を超える場合の使用料は、5,000円までを増すごとに、「5,000円まで」の場合の使用料に、「5,000円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

別表4（区分1④）

座席数	演奏の方法 標準 単位料金	月間30時間までの演奏		月間30時間を超え60時間までの演奏		月間60時間を超える演奏	
		年間利用 月額	期間利用 月額	年間利用 月額	期間利用 月額	年間利用 月額	期間利用 月額
20席まで	2,000円まで	6,000円	7,500円	8,600円	10,750円	15,000円	18,750円
	4,000円まで	8,000円	10,000円	10,600円	13,250円	18,000円	22,500円
	6,000円まで	9,000円	11,250円	12,000円	15,000円	20,000円	26,250円
	10,000円まで	10,000円	12,500円	14,800円	18,500円	24,000円	30,000円
	15,000円まで	12,000円	15,000円	17,000円	21,250円	28,000円	35,000円
	20,000円まで	14,000円	17,500円	19,400円	24,250円	32,000円	40,000円
30席まで	2,000円まで	9,000円	11,250円	13,000円	16,250円	21,000円	26,250円
	4,000円まで	11,000円	13,750円	16,000円	20,000円	26,000円	32,500円
	6,000円まで	13,000円	16,250円	19,000円	23,750円	30,000円	37,500円
	10,000円まで	14,000円	17,500円	21,000円	26,250円	34,000円	42,500円
	15,000円まで	16,000円	20,000円	24,000円	30,000円	39,000円	48,750円
	20,000円まで	19,000円	23,750円	27,400円	34,250円	44,000円	55,000円
40席まで	2,000円まで	11,000円	13,750円	17,000円	21,250円	27,000円	33,750円
	4,000円まで	14,000円	17,500円	20,000円	25,000円	32,000円	40,000円
	6,000円まで	16,000円	20,000円	22,000円	30,000円	36,000円	47,500円
	10,000円まで	18,000円	22,500円	27,000円	33,750円	43,400円	54,250円
	15,000円まで	21,000円	26,250円	31,000円	38,750円	51,000円	63,750円
	20,000円まで	24,000円	30,000円	35,400円	44,250円	58,200円	72,750円
60席まで	2,000円まで	14,000円	17,500円	21,000円	26,250円	34,000円	42,500円
	4,000円まで	17,000円	21,250円	26,000円	32,500円	41,000円	51,250円
	6,000円まで	20,000円	25,000円	30,000円	37,500円	48,000円	60,000円
	10,000円まで	23,000円	28,750円	34,000円	42,500円	54,800円	68,500円
	15,000円まで	26,000円	32,500円	38,000円	47,500円	64,000円	80,000円
	20,000円まで	30,000円	37,500円	44,000円	55,000円	73,000円	91,250円
80席まで	2,000円まで	17,000円	21,250円	25,000円	31,250円	41,000円	51,250円
	4,000円まで	20,000円	25,000円	29,000円	37,500円	48,000円	62,500円
	6,000円まで	24,000円	30,000円	33,000円	43,750円	54,000円	72,500円
	10,000円まで	27,000円	33,750円	40,000円	50,000円	65,000円	81,250円
	15,000円まで	32,000円	40,000円	46,800円	58,750円	76,000円	95,000円
	20,000円まで	36,000円	45,000円	53,400円	67,000円	86,800円	108,500円
120席まで	2,000円まで	22,000円	27,500円	33,000円	41,250円	54,000円	67,500円
	4,000円まで	27,000円	33,750円	38,000円	47,500円	63,000円	78,750円
	6,000円まで	31,000円	38,750円	47,000円	58,750円	76,000円	95,000円
	10,000円まで	36,000円	45,000円	53,000円	66,250円	87,000円	108,750円
	15,000円まで	42,000円	52,500円	62,000円	77,500円	101,000円	126,250円
	20,000円まで	47,000円	58,750円	70,800円	88,500円	115,400円	144,250円
160席まで	2,000円まで	28,000円	35,000円	41,000円	51,250円	68,000円	85,000円
	4,000円まで	34,000円	42,500円	50,000円	62,500円	82,000円	102,500円
	6,000円まで	39,000円	48,750円	58,000円	72,500円	96,000円	120,000円
	10,000円まで	44,000円	55,000円	65,000円	81,250円	108,000円	135,000円
	15,000円まで	51,000円	63,750円	76,000円	95,000円	126,000円	157,500円
	20,000円まで	58,000円	72,500円	86,800円	108,500円	144,000円	180,000円

別表 4(区分 1④)

座席数	標準 単位料金	月間 30 時間までの 演奏		月間 30 時間を超える 60 時間までの演奏		月間 60 時間を超える 演奏	
		年間利用 月額	期間利用 月額	年間利用 月額	期間利用 月額	年間利用 月額	期間利用 月額
200 席 まで	2,000 円まで	33,000 円	41,250 円	49,000 円	61,250 円	81,000 円	101,250 円
	4,000 円まで	40,000 円	50,000 円	59,000 円	73,750 円	98,000 円	122,500 円
	6,000 円まで	46,000 円	57,500 円	69,000 円	86,250 円	114,000 円	142,500 円
	10,000 円まで	52,000 円	65,000 円	78,000 円	97,500 円	130,000 円	162,500 円
	15,000 円まで	61,000 円	76,250 円	91,000 円	113,750 円	152,000 円	190,000 円
	20,000 円まで	70,000 円	87,500 円	104,000 円	130,000 円	173,600 円	217,000 円
300 席 まで	2,000 円まで	44,000 円	55,000 円	65,000 円	81,250 円	108,000 円	135,000 円
	4,000 円まで	52,000 円	65,000 円	78,000 円	97,500 円	130,000 円	162,500 円
	6,000 円まで	61,000 円	76,250 円	91,000 冖	113,750 円	152,000 円	190,000 円
	10,000 円まで	70,000 冮	87,500 冮	105,000 冮	131,250 冮	173,000 冮	216,250 冮
	15,000 冮まで	82,000 冮	102,500 冮	122,000 冮	152,500 冮	202,000 冮	252,500 冮
	20,000 冮まで	93,000 冮	116,250 冮	139,400 冮	174,250 冮	230,800 冮	288,500 冮
400 席 まで	2,000 冮まで	54,000 冮	67,500 冮	81,000 冮	101,250 冮	135,000 冮	168,750 冮
	4,000 冮まで	66,000 冮	82,500 冮	98,000 冮	122,500 冮	162,000 冮	202,500 冮
	6,000 冮まで	76,000 冮	95,000 冮	114,000 冮	142,500 冮	189,000 冮	236,250 冮
	10,000 冮まで	87,000 冮	108,750 冮	130,000 冮	162,500 冮	216,000 冮	270,000 冮
	15,000 冮まで	102,000 冮	127,500 冮	152,000 冮	190,000 冮	252,000 冮	315,000 冮
	20,000 冮まで	116,000 冮	145,000 冮	173,600 冮	217,000 冮	288,000 冮	360,000 冮
500 席 まで	2,000 冮まで	65,000 冮	81,250 冮	98,000 冮	122,500 冮	162,000 冮	202,500 冮
	4,000 冮まで	78,000 冮	97,500 冮	118,000 冮	147,500 冮	195,000 冮	243,750 冮
	6,000 冮まで	91,000 冮	113,750 冮	138,000 冮	172,500 冮	227,000 冮	283,750 冮
	10,000 冮まで	104,000 冮	130,000 冮	156,000 冮	195,000 冮	260,000 冮	325,000 冮
	15,000 冮まで	122,000 冮	152,500 冮	182,000 冮	227,500 冮	303,000 冮	378,750 冮
	20,000 冮まで	139,000 冮	173,750 冮	208,000 冮	260,000 冮	346,200 冮	432,750 冮
500 席 を超える 場合	2,000 冮まで	87,000 冮	108,750 冮	130,000 冮	162,500 冮	216,000 冮	270,000 冮
	4,000 冮まで	104,000 冮	130,000 冮	156,000 冮	195,000 冮	260,000 冮	325,000 冮
	6,000 冮まで	122,000 冮	152,500 冮	182,000 冮	227,500 冮	303,000 冮	378,750 冮
	10,000 冮まで	139,000 冮	173,750 冮	208,000 冮	260,000 冮	346,000 冮	432,500 冮
	15,000 冮まで	162,000 冮	202,500 冮	243,000 冮	303,750 冮	404,000 冮	505,000 冮
	20,000 冮まで	186,000 冮	232,500 冮	277,600 冮	347,000 冮	461,600 冮	577,000 冮

標準単位料金が 20,000 円を超える場合の使用料は、5,000 円までを増すごとに、「20,000 円まで」の場合の使用料に、「20,000 円まで」の場合の使用料と「15,000 円まで」の場合の使用料の差額を加算した額とする。

別表 5 (区分 2⑤)

面 積	標準単位料金	1 宴会場あたりの月額 使用料	1 日 1 回(宴会 1 回) あたりの使用料
60 m ² まで	3,000 円まで	5,000 円	1,500 円
	6,000 円まで	6,000 円	1,800 円
	9,000 円まで	7,000 円	2,100 円
	12,000 円まで	8,000 円	2,400 円
150 m ² まで	3,000 円まで	9,000 円	2,700 円
	6,000 円まで	11,000 円	3,300 円
	9,000 円まで	13,000 円	3,800 决
	12,000 円まで	15,000 円	4,400 决
300 m ² まで	3,000 円まで	14,000 决	4,100 决
	6,000 円まで	17,000 决	5,000 决
	9,000 円まで	20,000 决	5,800 决
	12,000 决まで	23,000 决	6,600 决
450 m ² まで	3,000 决まで	18,000 决	5,400 决
	6,000 决まで	22,000 决	6,500 决
	9,000 决まで	26,000 决	7,600 决
	12,000 决まで	29,000 决	8,700 决
600 m ² まで	3,000 决まで	23,000 决	6,800 决
	6,000 决まで	28,000 决	8,200 决
	9,000 决まで	33,000 决	9,600 决
	12,000 决まで	37,000 决	10,900 决
750 m ² まで	3,000 决まで	27,000 决	8,100 决
	6,000 决まで	33,000 决	9,800 决
	9,000 决まで	38,000 决	11,400 决
	12,000 决まで	44,000 决	13,000 决
1, 500 m ² まで	3,000 决まで	45,000 决	13,500 决
	6,000 决まで	54,000 决	16,200 决
	9,000 决まで	63,000 决	18,900 决
	12,000 决まで	72,000 决	21,600 决
3, 000 m ² まで	3,000 决まで	63,000 决	18,900 决
	6,000 决まで	76,000 决	22,700 决
	9,000 决まで	89,000 决	26,500 决
	12,000 决まで	101,000 决	30,300 决
4, 500 m ² まで	3,000 决まで	81,000 决	24,300 决
	6,000 决まで	98,000 决	29,200 决
	9,000 决まで	114,000 决	34,100 决
	12,000 决まで	130,000 决	38,900 决
4, 500 m ² を超える 場合	3,000 决まで	99,000 决	29,700 决
	6,000 决まで	119,000 决	35,700 决
	9,000 决まで	139,000 决	41,600 决
	12,000 决まで	159,000 决	47,600 决

標準単位料金が 12,000 决を超える場合の使用料は、3,000 决までを増すごとに、
「12,000 决まで」の場合の使用料に、「3,000 决まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加
算した額とする。

別表 6 (区分 3⑥)

宿泊定員	施設の区分及び 演奏の 方法 宿泊料金	月額 使用料	
		宴会場における 演 奏 等	宴会場以外の施設 (バー、スナック、ダンスホー ル、ディスコなど)における演 奏
100 人 まで	7,000 円まで	9,000 円	9,000 円
	10,000 円まで	11,000 円	11,000 円
	15,000 円まで	13,000 円	13,000 円
	20,000 円まで	15,000 円	15,000 円
150 人 まで	7,000 円まで	12,000 円	13,000 円
	10,000 円まで	15,000 円	16,000 円
	15,000 円まで	17,000 円	19,000 円
	20,000 円まで	20,000 円	21,000 円
200 人 まで	7,000 円まで	14,000 円	17,000 円
	10,000 円まで	17,000 円	21,000 円
	15,000 円まで	20,000 円	24,000 円
	20,000 円まで	23,000 円	28,000 円
300 人 まで	7,000 円まで	18,000 円	21,000 円
	10,000 円まで	22,000 円	26,000 円
	15,000 円まで	26,000 円	30,000 円
	20,000 円まで	29,000 円	34,000 円
400 人 まで	7,000 円まで	23,000 円	25,000 円
	10,000 円まで	28,000 円	30,000 円
	15,000 円まで	33,000 円	35,000 円
	20,000 円まで	37,000 円	40,000 円
500 人 まで	7,000 円まで	27,000 円	33,000 円
	10,000 円まで	33,000 円	40,000 円
	15,000 円まで	38,000 円	47,000 円
	20,000 円まで	44,000 円	53,000 円

- ① 宿泊料金とは、客 1 人あたりにつき支払うことを必要とされる税引き後の 1 泊 2 食付き利用料金相当額をいい、その基準については、使用料規程取扱細則に定める。
- ② 宿泊定員の算定方法は、客室（いずれの名義であっても、主として客に宿泊させるための場所をいう。）が和室の場合は、その畳数を 3 で除した数とし、ベッドのある場合は、そのベッドの人数分の数を加えたものを宿泊定員とする。なお、次のものも客室とする。
- (ア) 次の間で客室として使用するもの
 - (イ) 客室で、かつ、広間として使用することがあるもの
- ③ 宿泊料金が 20,000 円を超える場合の使用料は、5,000 円までを超えるごとに、「20,000 円まで」の場合の使用料に、「7,000 円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

④ 宿泊定員が 500 人を超える場合の使用料は、250 人までを超えるごとに、「500 人まで」の場合の使用料に、「100 人まで」の場合の使用料を加算した額とする。宿泊定員が 2,000 人を超える場合の使用料は、2,000 人までの場合の使用料に、「300 人まで」の場合の使用料を加算した額とする。

⑤ 使用料は、各区分ごとに算定し、これらを合算する。

⑥ 同一区分の施設が 2 以上ある場合の使用料は、同一区分の各施設のうち、1 の施設(以下「基準施設」という。)の使用料に、基準施設以外の施設の使用料の $\frac{10}{100}$ の額をそれぞれ加算した額とする。

この場合、各施設の使用料が異なるときは、各施設のうち最も高い使用料の施設(同額の使用料の施設が 2 以上ある場合は、それらのうち 1 の施設)を基準施設とする。

なお宴会場は、主として宴会のために設けられた場所(壁など固定の遮蔽物により仕切られた部分)を 1 施設とする。

⑦ 各施設においてカラオケ伴奏による歌唱が行われる場合で、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、当分の間、次のとおりとする。

		月額使用料	
区分	宿泊定員	宴会場	宴会場以外の施設
1	50 人まで	4,000 円	3,500 円
2	100 人まで	7,500 円	4,500 円
3	150 人まで	10,500 円	7,500 円
4	200 人まで	13,500 円	9,000 円
5	300 人まで	18,000 円	12,000 円
6	400 人まで	22,500 円	15,000 円
7	500 人まで	27,000 円	18,000 円

(注) 各区分の 500 人を超えて利用される場合の使用料は、④の規定を準用し計算する。

⑧ 宴会場以外の施設において、自動演奏機能付ピアノ、ジュークボックス(貨幣式自動演奏設備) 及びこれに類似する設備によりレコード演奏を行う場合の使用料は、当分の間、次のとおりとする。

宿泊定員	宿泊料金	月額使用料
100人まで	7,000円まで	6,000円
	10,000円まで	8,000円
	15,000円まで	9,000円
	20,000円まで	10,000円
150人まで	7,000円まで	9,000円
	10,000円まで	11,000円
	15,000円まで	13,000円
	20,000円まで	15,000円
200人まで	7,000円まで	12,000円
	10,000円まで	15,000円
	15,000円まで	17,000円
	20,000円まで	20,000円
300人まで	7,000円まで	14,000円
	10,000円まで	17,000円
	15,000円まで	20,000円
	20,000円まで	23,000円
400人まで	7,000円まで	17,000円
	10,000円まで	21,000円
	15,000円まで	24,000円
	20,000円まで	28,000円
500人まで	7,000円まで	22,000円
	10,000円まで	27,000円
	15,000円まで	31,000円
	20,000円まで	36,000円

別表7（区分1①、②、④及び区分2⑤）

(1) 区分1①、②及び④においてカラオケ伴奏による歌唱が行われる場合の使用料は、次のとおりとする。

座席数	標準単位料金 演奏の方法	月額使用料
		カラオケ伴奏による歌唱
20席まで	2,000円まで	9,000円
	4,000円まで	11,000円
	6,000円まで	13,000円
30席まで	2,000円まで	13,000円
	4,000円まで	16,000円
	6,000円まで	19,000円
40席まで	2,000円まで	17,000円
	4,000円まで	21,000円
	6,000円まで	24,000円
60席まで	2,000円まで	21,000円
	4,000円まで	26,000円
	6,000円まで	30,000円
80席まで	2,000円まで	25,000円
	4,000円まで	30,000円
	6,000円まで	35,000円
120席まで	2,000円まで	33,000円
	4,000円まで	40,000円
	6,000円まで	47,000円
160席まで	2,000円まで	41,000円
	4,000円まで	50,000円
	6,000円まで	58,000円
200席まで	2,000円まで	49,000円
	4,000円まで	59,000円
	6,000円まで	69,000円
300席まで	2,000円まで	65,000円
	4,000円まで	78,000円
	6,000円まで	91,000円
400席まで	2,000円まで	81,000円
	4,000円まで	98,000円
	6,000円まで	114,000円
500席まで	2,000円まで	98,000円
	4,000円まで	118,000円
	6,000円まで	138,000円
750席まで	2,000円まで	130,000円
	4,000円まで	156,000円
	6,000円まで	182,000円
1,000席まで	2,000円まで	162,000円
	4,000円まで	195,000円
	6,000円まで	227,000円
1,000席を超える場合	2,000円まで	227,000円
	4,000円まで	273,000円
	6,000円まで	318,000円

標準単位料金が6,000円を超える場合の使用料は、2,000円までを増すごとに、「6,000円まで」の場合の使用料に、「2,000円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

(2) 区分 1①、②、④及び区分 2⑤において、客席面積又は宴会場面積が 165 m^2 (50坪)までの場所でカラオケ伴奏による歌唱が行われる場合で、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料(年間利用月額)は、(1)もしくは別表 5 に定める使用料にかかわらず、当分の間、次のとおりとする。

区分	客席面積又は宴会場面積	月額使用料
1	33.0 m^2 (10坪)まで	3,500円
2	33.0 m^2 (10坪)を超えて 66.0 m^2 (20坪)まで	7,500円
3	66.0 m^2 (20坪)を超えて 165.0 m^2 (50坪)まで	12,000円

(注) ⑦ 客席面積とは、客に飲食もしくはダンスをさせ、又は歌唱させるために設けられた場所(客などが利用するための通路を含む。)の面積を合算したものをいう。また、宴会場面積とは、主として宴会のために設けられた場所(壁など固定の遮蔽物により仕切られた部分)の面積をいう。

- ① 区分 2⑤に適用される別表に定める使用料がこの規定による使用料を下回る場合は、この規定を適用しない。
- ⑨ 区分 1④において特別の舞台を設け、かつ、司会者の司会の下に客に歌唱を競わせるなど一定の目的をもって歌唱させる場合は、別表 7 (1) の規定を適用する。

② ①によらない場合

別表 8 の 1

区分 1①における 1 曲 1 回 5 分までの演奏の使用料

標準単位料金 座席数（面積）	1,000 円まで	2,000 円まで	3,000 円まで	3,000 円を超える場合 1,000 円までを増すごとに加算する額
20 席 (30 m ²) まで	50 円	70 円	80 円	10 円
30 席 (45 m ²) まで	80 円	90 円	100 円	20 円
40 席 (60 m ²) まで	100 円	120 円	140 円	20 円
60 席 (90 m ²) まで	120 円	140 円	170 円	30 円
80 席 (120 m ²) まで	140 円	170 円	200 円	30 円
120 席 (180 m ²) まで	190 円	230 円	270 円	40 円
160 席 (240 m ²) まで	230 円	280 円	320 円	50 円
200 席 (300 m ²) まで	280 円	330 円	390 円	60 円
300 席 (450 m ²) まで	370 円	440 円	520 円	80 円
400 席 (600 m ²) まで	450 円	550 円	640 円	90 円
500 席 (750 m ²) まで	550 円	650 円	770 円	110 円
500 席 (750 m ²) を超える場合	730 円	870 円	1,020 円	150 円

別表 8 の 2

区分 1②における 1 曲 1 回 5 分までの演奏の使用料

標準単位料金 座席数（面積）	1,000 円まで	3,000 円まで	5,000 円まで	10,000 円まで	15,000 円まで	20,000 円まで	20,000 円を超える場合 5,000 円までを増すごとに加算する額
40 席 (60 m ²) まで	80 円	100 円	120 円	140 円	170 円	190 円	30 円
60 席 (90 m ²) まで	90 円	120 円	150 円	180 円	200 円	240 円	30 円
80 席 (120 m ²) まで	110 円	150 円	180 円	220 円	250 円	280 円	40 円
120 席 (180 m ²) まで	130 円	170 円	210 円	250 円	290 円	340 円	50 円
160 席 (240 m ²) まで	170 円	220 円	270 円	320 円	370 円	420 円	60 円
200 席 (300 m ²) まで	190 円	250 円	320 円	380 円	440 円	500 円	70 円
300 席 (450 m ²) まで	250 円	340 円	420 円	500 円	580 円	660 円	90 円
400 席 (600 m ²) まで	320 円	420 円	520 円	620 円	720 円	820 円	110 円
500 席 (750 m ²) まで	370 円	490 円	620 円	740 円	860 円	980 円	130 円
750 席 (1,125 m ²) まで	490 円	650 円	820 円	980 円	1,140 円	1,300 円	170 円
750 席 (1,125 m ²) を超える場合	620 円	820 円	1,020 円	1,220 円	1,430 円	1,630 円	210 円

別表 8 の 3

区分 1③における 1 曲 1 回 5 分までの演奏等の使用料

面積	標準単位料金		1,000 円 まで	3,000 円 まで	5,000 円 まで	10,000 円まで	15,000 円まで	20,000 円まで	20,000 円を超える場合 5,000 円までを増すごとに加算する額
	45 m ² まで	60 円	80 円	100 円	120 円	140 円	150 円	160 円	170 円
60 m ² まで	80 円	100 円	120 円	140 円	170 円	190 円	210 円	230 円	30 円
90 m ² まで	90 円	120 円	150 円	180 円	200 円	240 円	270 円	300 円	30 円
120 m ² まで	110 円	150 円	180 円	220 円	250 円	280 円	310 円	340 円	40 円
180 m ² まで	130 円	170 円	210 円	250 円	290 円	340 円	380 円	420 円	50 円
240 m ² まで	170 円	220 円	270 円	320 円	370 円	420 円	470 円	520 円	60 円
300 m ² まで	190 円	250 円	320 円	380 円	440 円	500 円	570 円	640 円	70 円
450 m ² まで	250 円	340 円	420 円	500 円	580 円	660 円	740 円	820 円	90 円
600 m ² まで	320 円	420 円	520 円	620 円	720 円	820 円	920 円	1,020 円	110 円
750 m ² まで	370 円	490 円	620 円	740 円	860 円	980 円	1,100 円	1,220 円	130 円
1,125 m ² まで	490 円	650 円	820 円	980 円	1,140 円	1,300 円	1,460 円	1,630 円	170 円
1,500 m ² まで	620 円	820 円	1,020 円	1,220 円	1,430 円	1,630 円	1,860 円	2,060 円	210 円
1,500 m ² を超える場合	860 円	1,140 円	1,430 円	1,720 円	2,000 円	2,280 円	2,560 円	2,840 円	290 円

別表 8 の 4

区分 1④における 1 曲 1 回 5 分までの演奏の使用料

座席数（面積）	標準単位料金		2,000 円 まで	4,000 円 まで	6,000 円 まで	10,000 円まで	15,000 円まで	20,000 円まで	20,000 円を超える場合 5,000 円までを増すごとに加算する額			
	20 席 (30 m ²) まで	30 席 (45 m ²) まで	40 席 (60 m ²) まで	60 席 (90 m ²) まで	80 席 (120 m ²) まで	120 席 (180 m ²) まで	160 席 (240 m ²) まで	200 席 (300 m ²) まで	300 席 (450 m ²) まで	400 席 (600 m ²) まで	500 席 (750 m ²) まで	500 席 (750 m ²) を超える場合
20 席 (30 m ²) まで	40 円	50 円	60 円	70 円	80 円	90 円	100 円	110 円	120 円	130 円	140 円	20 円
30 席 (45 m ²) まで	60 円	70 円	80 円	90 円	100 円	120 円	140 円	160 円	180 円	200 円	220 円	20 円
40 席 (60 m ²) まで	70 円	90 円	100 円	120 円	140 円	150 円	170 円	190 円	210 円	230 円	250 円	20 円
60 席 (90 m ²) まで	90 円	110 円	130 円	150 円	170 円	190 円	210 円	230 円	250 円	270 冖	290 冖	30 冖
80 席 (120 m ²) まで	110 円	130 円	150 円	170 円	200 円	230 円	270 円	300 円	330 冮	360 冮	390 冮	30 冮
120 席 (180 m ²) まで	140 円	170 冮	200 冮	230 冮	270 冮	300 冮	340 冮	370 冮	410 冮	440 冮	470 冮	40 冮
160 席 (240 m ²) まで	180 冮	220 冮	250 冮	280 冮	320 冮	370 冮	410 冮	450 冮	490 冮	530 冮	570 冮	50 冮
200 席 (300 m ²) まで	210 冮	250 冮	290 冮	330 冮	390 冮	440 冮	490 冮	540 冮	590 冮	640 冮	690 冮	60 冮
300 席 (450 m ²) まで	280 冮	330 冮	390 冮	440 冮	520 冮	590 冮	660 冮	730 冮	800 冮	870 冮	940 冮	80 冮
400 席 (600 m ²) まで	340 冮	420 冮	480 冮	550 冮	640 冮	730 冮	820 冮	910 冮	1,000 冮	1,100 冮	1,200 冮	100 冮
500 席 (750 m ²) まで	410 冮	490 冮	570 冮	650 冮	770 冮	870 冮	970 冮	1,070 冮	1,170 冮	1,270 冮	1,370 冮	120 冮
500 席 (750 m ²) を超える場合	550 冮	650 冮	770 冮	870 冮	1,020 冮	1,170 冮	1,320 冮	1,470 冮	1,620 冮	1,770 冮	1,920 冮	160 冮

別表 8 の 5

区分 2⑤及び区分 3⑥における演奏又はカラオケ伴奏による歌唱 1 曲 1 回 5 分までの使用料
又は、区分 1①、②及び④におけるカラオケ伴奏による歌唱 1 曲 1 回 5 分までの使用料

標準単位料金又は宿泊料金（区分 3⑥） 座席数(面積)	5,000 円まで	10,000 円まで	15,000 円まで	20,000 円まで	20,000 円を超える場合 5,000 円までを増すごとに加算する額
40 席 (60 m ²) まで	90 円	110 円	130 円	150 円	20 円
80 席 (120 m ²) まで	140 円	170 円	200 円	230 円	30 円
120 席 (180 m ²) まで	180 円	220 円	260 円	290 円	40 円
160 席 (240 m ²) まで	230 円	280 円	330 円	370 円	50 円
200 席 (300 m ²) まで	270 円	330 円	380 円	440 円	60 円
300 席 (450 m ²) まで	360 円	440 円	510 円	580 円	80 円
400 席 (600 m ²) まで	450 円	540 円	630 円	720 円	90 円
500 席 (750 m ²) まで	540 円	650 円	760 円	870 円	110 円
600 席 (900 m ²) まで	630 円	760 円	890 円	1,010 円	130 円
750 席 (1,125 m ²) まで	720 円	870 円	1,010 円	1,160 円	150 円
1,000 席 (1,500 m ²) まで	900 円	1,080 円	1,260 円	1,440 円	180 円
1,500 席 (2,250 m ²) まで	1,260 円	1,520 円	1,770 円	2,020 円	260 円
2,000 席 (3,000 m ²) まで	1,620 円	1,950 円	2,270 円	2,600 円	330 円
2,000 席 (3,000 m ²) を超える場合	1,980 円	2,380 円	2,780 円	3,170 円	400 円

別表 8 の 6

区分 3⑥宴会場以外の施設における、自動演奏機能付ピアノ、ジュークボックス(貨幣式自動演奏設備) 及びこれに類似する設備による演奏の 1 曲 1 回 5 分までの使用料

宿泊料金（区分 3⑥） 座席数(面積)	5,000 円まで	10,000 円まで	15,000 円まで	20,000 円まで	20,000 円を超える場合 5,000 円までを増すごとに加算する額
40 席 (60 m ²) まで	40 円	50 円	60 円	70 円	10 円
80 席 (120 m ²) まで	60 円	80 円	90 円	100 円	20 円
120 席 (180 m ²) まで	80 円	100 円	120 円	130 円	20 円
160 席 (240 m ²) まで	90 円	120 円	140 円	150 円	20 円
200 席 (300 m ²) まで	110 円	140 円	160 円	180 円	30 円
300 席 (450 m ²) まで	150 円	180 円	210 円	240 円	30 円
400 席 (600 m ²) まで	180 円	220 円	260 円	290 円	40 円
500 席 (750 m ²) まで	220 円	270 円	310 円	360 円	50 円
600 席 (900 m ²) まで	260 円	320 円	370 円	420 円	60 円
750 席 (1,125 m ²) まで	290 円	350 円	410 円	470 円	60 円
1,000 席 (1,500 m ²) まで	360 円	440 円	510 円	580 円	80 円
1,500 席 (2,250 m ²) まで	510 円	620 円	720 円	820 円	110 円
2,000 席 (3,000 m ²) まで	650 円	780 円	910 円	1,040 円	130 円
2,000 席 (3,000 m ²) を超える場合	800 円	960 円	1,120 円	1,280 円	160 円

9 ビデオグラムの上映

ビデオグラムにより著作物を上映する場合の使用料は、本節4乃至8の規定に定めるほか、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 電気通信設備を用いて行う上映

CCTV（閉回路テレビ）等電気通信設備を用いて著作物を上映する場合の使用料は、次のとおりとする。

- ① (ア) 旅館、ホテルなどの宿泊施設において著作物を利用する場合の年額使用料は、前年度における営業収入（利用料、広告料など当該設備の利用に伴う収入（消費税額を含まないもの）をいう。）に $\frac{1}{100}$ を乗じて得た額とする。
(イ) (ア)により難い場合の使用料は、受像機1台あたり月額100円とする。
- ② 百貨店、博覧会場など①以外の施設において著作物を利用する場合の使用料は、受像機1台あたり月額2,000円とする。

(2) その他の上映

(1)以外の場合の上映使用料は、第3節映画2上映(1)の規定に定める使用料を適用する。

(ビデオグラムの上映の備考)

- ① ビデオグラムとは、第7節ビデオグラム録音の規定により著作物を録音したものという。
- ② (1)①(ア)の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとする。
- ③ (1)②の規定において、同一上映場所に多数の受像機があるなど特別の事情がある場合の使用料は、(1)②の規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。
- ④ (2)の規定で準用する第3節映画2上映(1)の規定に定める使用料の適用に当たっては、次のとおりとする。
 - (ア) 入場料が300円以上の場合の使用料は、150円を超えるごとに、同規定表中の「300円以上」の場合の使用料に、同表中の「300円以上」の場合の使用料と「300円未満」の場合の使用料の差額を加算して得た額とする。
 - (イ) 上映場所に定員数のない場合は、その定員を「500名未満」とみなす。また上映場所に入場料がない場合は、その入場料を「150円未満」とみなす。

⑤ (2)の場合の上映で、かつ、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、(2)の規定を適用して算出した月間使用料の範囲内で、月間の上映回数、上映の態様など利用状況等を参酌して定める。

10 歌謡教室における演奏等

受講者に歌唱を教授する事業を行う施設（以下「歌謡教室」という。）において、当該事業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本節 1 から 9 及び 11 の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の 1 施設当たりの年額使用料は、受講料収入算定基準額の 2.5/100 の額とする。

(2) (1) よらない場合の使用料は次のとおりとする。

① 1 施設当たりの月額使用料は、下表のとおりとする。

受講者数 月間受講料	30 名まで	50 名まで	75 名まで	100 名まで	150 名まで
4,000 円まで	6,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	30,000 円
6,000 円まで	9,000 円	15,000 円	22,500 円	30,000 円	45,000 円
8,000 円まで	12,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	60,000 円

月間受講料が 8,000 円を超える場合の使用料は、2,000 円までを超えるごとに、

月間受講料が「8,000 円まで」の場合の金額に、月間受講料が「4,000 円まで」の場合の金額の 50/100 の額を加算した額とする。

受講者数が 150 名を超える場合の使用料は、50 名までを超えるごとに、受講者数が「150 名まで」の場合の金額に、受講者数が「50 名まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が 10 名までの場合の使用料は、受講者数が「30 名まで」の場合の使用料の 80/100 の額とする。

② ① よらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は下表のとおりとする。

(ア) 利用時間が 5 分までの使用料は、下表のとおりとする。

受講者数 講座 1 回の受講料	30 名まで	50 名まで	75 名まで	100 名まで	150 名まで
1,000 円まで	150 円	250 円	370 円	500 円	750 円
2,000 円まで	300 円	500 円	750 円	1,000 円	1,500 円
3,000 円まで	450 円	750 円	1,120 円	1,500 円	2,250 円

講座 1 回の受講料が 3,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを超えるごとに、講座 1 回の受講料が「3,000 円まで」の場合の金額に、講座 1 回の受講料が「1,000 円まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が 150 名を超える場合の使用料は、50 名までを超えるごとに、受講者数が「150 名まで」の場合の金額に、受講者数が「50 名まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が 10 名までの場合の使用料は、受講者数が「30 名まで」の場合の使用料の 80/100 の額とする。

- (イ) 1 曲 1 回の利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(歌謡教室における演奏等の備考)

(演奏等)

- ① 演奏等とは、著作物を演奏、上映（映画フィルムを用いた上映を除く。）又は伝達（第 12 節 BGM 規定の適用を受ける伝達を除く。）することをいう。

(年度区分)

- ② (1) の規定の年度区分は、4 月から翌年 3 月までとする。

(受講料)

- ③ 受講料とは、いずれの名義をもってするかを問わず、講座を受講するに当たり通常必要となる受講者 1 人当たりの料金（消費税額を含まないもの。）をいう。ただし、別途特別な教材費及び会場使用料の負担の明示がある場合には、その額は受講料に算入しない。

会費制等により講座ごとの受講料の定めがない場合は、当該会費収入等の範囲内で利用状況等を参酌して、受講料を算出する。

(受講料収入)

- ④ 受講料収入とは、講座ごとの受講料の合計をいう。

(受講料収入算定基準額)

- ⑤ 受講料収入算定基準額とは、前年度に当該施設で行われた本協会の管理著作物を利用した講座の受講料収入の合計額とする。ただし、本協会の管理著作物を利用した講座が特定できない場合は、音楽を利用した全ての講座の受講料収入の合計額の 50/100 の額とする。

(月間受講料)

⑥ 月間受講料とは、当該施設で行われる 1 講座 1 か月当たりの受講料（受講料に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。有料と無料が混在する場合は、無料は含めない。）をいう。ただし、1 回の教授ごとに受講料を支払う場合は、4 回の受講料を月間受講料とみなす。

(講座 1 回の受講料)

⑦ 講座 1 回の受講料とは、1 回の教授ごとに支払う受講料をいう。ただし、1 回の教授ごとに支払う受講料の定めがない場合は、当該講座の受講料（受講料に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。有料と無料が混在する場合は、無料は含めない。）を開講回数で除して得た額とする。

(受講者数)

⑧ 受講者数とは、備考⑫を除き、当該施設で開講している各講座の定員の合計をいう。

(著作物 1 曲 1 回ごとの使用料)

⑨ 著作物 1 曲 1 回ごとの使用料とは、著作物の全部又は一部を 1 回利用するごとの使用料をいう。

(使用料計算の特例)

⑩ (1) の規定を適用する場合において、開業年度の使用料は、最初の講座を開講した日から一定期間の受講料収入の合計額を、開講から年度末までの期間の受講料収入の合計額に換算した額の範囲内で、利用状況等を参酌した受講料収入算定基準額により算定する。

⑪ (1) の規定を適用する場合において、使用料を算定する年度の前年度において当該施設の営業期間が 1 年に満たないときの使用料は、当該営業期間の受講料収入の合計額を年間の受講料収入の合計額に換算した額の範囲内で、利用状況等を参酌した受講料収入算定基準額により算定する。

⑫ (1) 及び (2) にかかわらず、専ら受講者に歌唱を教授する事業であって、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の 1 施設当たりの月額使用料は、次のとおりとすることができます。

講座 1 回当たりの平均受講者数	月額使用料
5 名まで	4,500 円
10 名まで	9,000 円
30 名まで	18,000 円
50 名まで	27,000 円

講座 1 回当たりの平均受講者数が 50 名を超える場合の使用料は、50 名までを超えるごとに、講座 1 回当たりの平均受講者数が「50 名まで」の場合の金額に、講座 1 回当たりの平均受講者数が「10 名まで」の場合の金額を加算した額とする。

(その他)

- ⑬ 歌謡教室における演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。

11 音楽教室における教師による楽器演奏等

受講者に音楽の知識や楽器演奏を教授することを主たる事業とする施設（以下「音楽教室」という。ただし、個人で経営する教室を除く。）又はこれを目的とするレッスンにおいて、当該教授に当たり、教授を行う者（以下「教師」という。）が著作物を楽器演奏等する場合の使用料は、本節 1 から 10 の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

受講者による楽器演奏等は、使用料支払いの対象ではない。

(1) 施設単位で年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

1 施設当たりの年額使用料は、次のア又はイに定める額に受講者数を乗じる方法により算出した額の合計とする。

ア 受講者 1 名につき 750 円

イ アにかかわらず、受講者が中学生以下の場合は、受講者 1 名につき 100 円

(2) (1)によらない場合の使用料は次のとおりとする。

ア レッスン 1 回当たりの使用料は、受講者 1 名につき 60 円に受講者数を乗じる方法により算出した額とする。

ただし、1 回のレッスンが 60 分を超える場合の使用料は、60 分を超えるごとに、受講者 1 名につき 60 円を加算する。

イ アによらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、利用時間 5 分までの使用料は、受講者 1 名につき 30 円に受講者数を乗じる方法により算出した額とする。

利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分を超えるごとに、受講者 1 名につき 30 円を加算する。

（音楽教室における教師による楽器演奏等の備考）

（教師）

① 教師とは、受講者に音楽の知識や楽器演奏の教授を行う者であり、教師、講師、先生等いかなる名目によるかを問わない。外部施設に派遣された教師を含む。

（楽器演奏等）

② 楽器演奏等とは、演奏、録音物の再生、上映（映画フィルムを用いた上映を除く。）又は伝達（第 12 節 BGM 規定の適用を受ける伝達を除く。）することをいう。

(年度区分)

③ (1)の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとする。

(受講者数)

④ (1)の規定の受講者数は、年度内の算定基準月（年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合に別途定める月の1か月間をいう。）における在籍人数とする。

(中学生以下の受講者)

⑤ (1)イの規定の中学生以下の受講者とは、原則として、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者をいう。

(使用料計算の特例)

⑥ (1)の規定を適用する場合において、年度の途中に開業または廃業するときの使用料は、利用状況等を参酌して決定する。

(1曲1回ごとの使用料の特例)

⑦ 同一の著作物を利用する場合、著作物の全部又は一部の利用回数に関わらず、通常5分までの利用につき1回とみなす。

(その他)

⑧ 音楽教室における教師による楽器演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。

第2節 放送等

放送及び当該放送用の録音（以下「放送等」という。）に著作物を利用する場合（著作物をコマーシャル音楽として録音する場合を除く。）の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 日本放送協会

日本放送協会が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%を乗じて得た額とする。

2 地上波放送を行う放送事業者

地上波放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%を乗じて得た額とする。

3 衛星放送を行う放送事業者

衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該衛星放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの放送事業収入に下表(1)の使用料率を乗じて得た額の合計額とする。

ただし、当該放送事業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額とする。

なお、何れの場合においても、算出した額が下表(2)の使用料額を下回るときは、下表(2)の使用料額（当該放送事業者が複数の区分のチャンネルを有する場合は、各区分の使用料額を按分して算出した額）を年額使用料とする。

(1)

区分	使用料率
主として音楽番組のチャンネル	2.25%
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%

(2)

区分	使用料額
主として音楽番組のチャンネル	5,400,000円
総合編成のチャンネル	3,600,000円
ニュース・スポーツ等のチャンネル	1,800,000円

4 放送大学学園

放送大学学園が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法等を考慮して同学園と協議して定める。

5 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

年間の包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、著作物の利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の使用料額とする。

(1) 放送

全国放送の場合	使用料額
利用時間5分まで	64,000円
利用時間5分までを超えるごと	64,000円

(2) 放送用録音

複製本数1本につき	使用料額
利用時間5分まで	6,400円
利用時間5分までを超えるごと	6,400円

(放送等の備考)

- ① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとする。
- ② 1の規定の「放送事業収入」とは、経常事業収入から、契約収納費、受信対策費、調査研究費等、未収受信料欠損償却費並びに著作権の保護及び管理情報技術の開発・実施に係る経費に相当する額を控除して得た額（消費税額を含まないもの）をいう。
- ③ 2の規定の「放送事業収入」とは、当該放送事業者の放送事業に関わる収入から、代理店手数料及び他の放送事業者の収入を重複して計上したときはその重複計上分に相当する額を控除して得た額（消費税額を含まないもの）をいう。
- ④ 3の規定の「放送事業収入」とは、当該放送事業者の放送事業に関わる収入から、代理店手数料及び有料放送料の収納にかかる経費に相当する額を控除して得た額（消費税額を含まないもの）をいう。

- ⑤ 2の規定を適用する場合で、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、当該放送事業者と協議して、その放送事業収入相当額を算出するものとする。
- ⑥ 2の規定を適用する場合で、著作物をコマーシャル音楽として放送するとき（自己の放送のために、自己の手段によって制作したコマーシャルに著作物を利用する場合を除く。）は、当分の間、当該放送に係る使用料は2の規定により算出された年額使用料に含まれないものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理するところにより、下表の使用料額を適用する。

類別	ラジオコマーシャル	テレビコマーシャル
第1類	6,000円	12,000円
第2類	4,200円	8,400円
第3類	3,600円	7,200円
第4類	2,400円	4,800円
第5類	1,800円	3,600円
第6類	1,500円	3,000円

- (ア) 放送事業者が属すべき類別については、当該放送事業者と協議して定める。
- (イ) 同一のコマーシャルを継続反復して放送する場合は、その使用料を減額することができる。
- ⑦ 2の規定が適用される放送事業者のうち、コミュニティ放送局の使用料は、2の規定の範囲内で、別途当該放送事業者と協議して定める。
- ⑧ 3の規定を適用する場合で、新設局の開局年度の使用料は、表(2)を適用して算出する。この場合において、放送する期間が1年に満たないときは、放送する月数に応じて、表(2)の使用料額を減額することができる。
- ⑨ 3の規定を適用する場合で、当該年度の前年度における放送事業収入が1年に満たないときは、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を算出する。
- ⑩ 5の規定を適用する場合で、同時に放送される地域が限定されているときは、放送される地域の受信世帯数を勘案し、表(1)の使用料額を減額することができる。
- ⑪ 5の規定を適用する場合で、次のいずれかに該当するときは、それぞれ1曲の使用料の6／12の額とする。
- (ア) 歌曲において楽曲に著作権のない場合又は本協会の管理外の場合。
- (イ) 歌曲において歌詞が本協会の管理外の場合。

⑫ 専ら音楽により編成された放送や新技術の活用による放送など、放送の形態等により、本規定の定めにより難い場合の取り扱いについては、第18節の規定を適用する。

第3節 映 画

映画に著作物を利用する場合及び著作物を上映する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 錄 音

(1) 著作物を映画に利用する場合、著作物 1 曲の使用料は、下表の額とする。

映画類別 \ 利用時間	5 分まで	5 分を超える 10 分まで	10 分を超える 20 分まで
一般娯楽	50,000 円	75,000 円	100,000 円
その他	20,000 円	30,000 円	40,000 円

ただし、利用時間が 1 分までの場合は、「5 分まで」の場合の額の 1/4 を使用料とする。

また、利用時間が 20 分を超える場合の使用料は、10 分までを増すごとに、「10 分を超え 20 分まで」の場合の使用料に、「5 分まで」の場合の額の 1/2 を加算した額とする。

(2) 著作物を「イベント収録」(イベントにおいて利用される著作物を、イベントとともに収録するもの) に利用する場合、著作物 1 曲の使用料は、下表の額とする。

映画類別 \ 利用時間	5 分まで	5 分を超える 10 分まで	10 分を超える 20 分まで
イベント 収録	演奏会	70,000 円	105,000 円
	演奏会以外	50,000 円	75,000 円

ただし、利用時間が 1 分までの場合は、「5 分まで」の場合の額の 1/4 を使用料とする。

また、利用時間が 20 分を超える場合の使用料は、10 分までを増すごとに、「10 分を超え 20 分まで」の場合の使用料に、「5 分まで」の場合の額の 1/2 を加算した額とする。

2 上 映

- (1) 映画の上映使用料は、(2)又は(3)による場合のほかは、映画1本上映1回について下表のとおりとする。

定 員 数	類別 入場料		
		一般娯楽	その他
500名未満	150円未満	400円	120円
	300円未満	600円	180円
	300円以上	800円	240円
1,000名未満	150円未満	600円	180円
	300円未満	800円	240円
	300円以上	1,200円	360円
1,500名未満	150円未満	800円	240円
	300円未満	1,200円	360円
	300円以上	1,600円	480円
1,500名以上	150円未満	1,200円	360円
	300円未満	1,600円	480円
	300円以上	2,000円	600円

なお、当分の間、映画類別が「イベント収録」のものについては「一般娯楽」の額とする。また、平成25年12月31日まで実施されていた規定において「劇映画」であったものは「一般娯楽」の額、「文化映画」であったものは「その他」の額、「ニュース映画」であったものは「その他」の額の1/3の額とする。

- (2) 上映者が年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の1上映場所あたりの使用料
包括的利用許諾契約の期間内の各月について、次の①又は②により算定した額を、当該月の月額使用料とする。

- ① 当該月に上映した全ての映画について、収録楽曲情報及び当該月における入場者数の報告がある場合

当該月に上映した全ての映画（当該上映場所における上映につき本規定(3)①又は②の契約に基づく上映使用料が支払われるものを除く。）の作品別月額使用料（次の算式により算出する使用料をいう。）を合算した額とする。

当該映画作品の当該月における入場者数×当該映画作品の平均入場料×2%×当該映画作品の音楽占有率係数

- ② ①によらない場合

次の算式により算出した額とする。

当該月における総入場者数×当該月に上映した全ての映画の平均入場料の平均額×2%

(3) 製作者、配給業者又は利用者団体が契約を締結する場合の使用料

- ① 製作者又は配給業者が映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき録音使用料の20/100とする。
- ② 映画上映の利用者団体が、自らの構成員である映画上映者のために、映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、本規定の範囲内において、当該利用者団体と協議して定めるものとする。

(映画の備考)

(用語の定義)

① 映画

本規定の「映画」とは、映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、影像を連続して固定したものという。

② 一般娯楽

本規定の「一般娯楽」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画をいい、映像の種別や内容を問わない。これに該当しない場合は「その他」とする。

③ イベント収録

本規定の「イベント収録」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画のうち、コンサート、オペラ、バレエ、ミュージカル、レビューショー、演劇などの催物等において利用される音楽著作物を、当該催物等とともに収録するものをいい、その内容により「演奏会」と「演奏会以外」に区分する。

④ 上映

本規定の「上映」とは、映画をスクリーンに映写することをいい、ラジオ放送及びテレビジョン放送の伝達を含まない。

⑤ 2 上映(1)の「入場料」とは、大人の普通入場料金（消費税額を含まないもの。全席指定席の場合は、その最低料金とする。）をいう。

⑥ 本規定の「収録楽曲情報」とは、上映する映画に収録された全ての著作物に係る著作権者を特定するに足る情報及びそれらの著作物の利用態様に係る情報をいう。

⑦ 本規定の「入場者数」とは、入場料の等級にかかわらず、映画を鑑賞するために入場した人の実数をいう。

⑧ 本規定の「平均入場料」とは、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額とする。

- ア 総入場者数及び入場料総額を証憑に基づき算出することができる場合 入場者 1
 人あたりの入場料の平均額（この平均額が 500 円を下回る場合は、500 円）
 イ アに規定する場合以外の場合 1,200 円

(音楽占有率係数)

- ⑨ 本規定の「音楽占有率係数」は、各映画作品の本編の上映時間に占める収録著作物の総利用時間の割合に基づき、下表に定める係数をいう。ただし、映画類別が「イベント収録（演奏会）」に該当するものについては、1.0 とする。

本編の上映時間に占める収録楽曲の総利用時間の割合	音楽占有率係数
90%超	1.0
70%を超えるまで	0.9
50%を超えるまで	0.7
30%を超えるまで	0.5
30%まで	0.3

(使用料計算の特例)

- ⑩ 本規定の録音使用料には依頼料又は書き下ろし料金を含まない。
- ⑪ 外国の音楽著作物の録音使用料について、委託者が使用料の額を指定したときは、本節の規定にかかわらず、その額とする。
- ⑫ 2 上映(1)の規定の適用にあたり、入場料が 300 円以上の場合の使用料は、150 円を超えるごとに、同規定表中の「300 円以上」の場合の使用料に、定員数「500 名未満」の区分においては、「150 円未満」の額の 1/2 を加算して得た額、定員数「1,000 名未満」以降の区分においては、「500 名未満」の区分における「150 円未満」の額を、それぞれ加算して得た額とする。
- ⑬ 2 上映(1)の規定の適用にあたり、定員数の定めがない場合は入場者実数を定員数とし、入場料のない場合は各料金表の定員数別の最低額を上映使用料とする。
- ⑭ 2 上映(2)の適用にあたり、同じ上映者が行う同一施設内の複数の上映場所における上映の月額使用料は、合算して算出することができる。
- ⑮ 2 上映(3)①の規定の適用にあたり、外国映画又は映画の備考⑪が適用される楽曲など、本規定 1 録音の適用を受けない楽曲を上映に利用する場合は、同規定の「録音使用料」は、1 録音の規定の範囲内で定める。

(本規定により難い場合の使用料)

- ⑯ 映画の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

第4節 出版等

著作物を印刷、写真、複写その他の方法により可視的に複製する場合又は機器を用いて著作物を可視的に表示するために電磁的記録その他の方法により複製する場合（公衆送信を伴い複製する場合又は第15節が適用される場合を除く。）の使用料は、これにより製作される複製物（以下「出版物等」という。）の種類又は目的に応じ、次により算出した額に消費税相当額を加算した額とする。

1 販売用出版物等

(1) 歌詞集・楽譜集・ピース等主たる内容が歌詞又は楽曲である出版物等

歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の定価（消費税を含まないもの。）の10/100の額を当該出版物等に掲載されている歌詞及び楽曲の総件数で除した額に複製部数（一時に製作される出版物等の数をいう。以下本節において同じ。）を乗じて得た額とする。ただし、その額が12円を下回る場合は12円とする。

(2) 書籍 ((1) に該当する書籍を除く。)

歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりとする。

500部まで	1,000部まで	2,500部まで	5,000部まで	10,000部まで	50,000部まで
1,050円	1,200円	1,300円	2,600円	4,350円	6,500円
100,000部まで	300,000部まで	500,000部まで	500,000部を超える場合		
8,700円	13,050円	13,350円	13,650円		

(3) 雑誌、新聞 ((1) に該当する雑誌、新聞を除く。)

歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりとする。

2,500部まで	5,000部まで	10,000部まで	50,000部まで	100,000部まで	300,000部まで
4,550円	5,100円	5,550円	11,100円	14,800円	18,500円
500,000部まで	1,000,000部まで	3,000,000部まで	5,000,000部まで	5,000,000部を超える場合	
27,750円	37,050円	55,550円	56,800円	58,100円	

(4) その他の商品等

茶碗、のれん、衣料品、玩具等(1)から(3)以外の商品等(当該商品に付随する化粧箱、ラベル等を含む。)の歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりとする。

100部まで	1,000部まで	2,500部まで	5,000部まで	10,000部まで	50,000部まで
1,900円	2,150円	2,350円	4,700円	7,800円	11,750円
100,000部まで	300,000部まで	500,000部まで	500,000部を超える場合		
15,650円	23,500円	24,050円	24,600円		

2 その他の出版物等

1以外の出版物等の歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりとする。

100部まで	1,000部まで	2,500部まで	5,000部まで	10,000部まで	50,000部まで
1,600円	1,800円	1,950円	3,900円	6,500円	9,800円
100,000部まで	300,000部まで	500,000部まで	500,000部を超える場合		
13,050円	19,600円	20,050円	20,500円		

ただし、公に展示若しくは掲示され、又は電磁的方法により提示されることを主たる目的とする出版物等の歌詞又は楽曲それぞれの使用料は次のとおりとする。

- (ア) 書道作品、美術作品、工芸作品等の原作品 1部あたり 3,000円
- (イ) 歌碑等恒久的に設置される工作物 1部あたり 25,000円
- (ウ) (ア) 及び (イ) 以外の出版物等 複製部数にかかわらず 7,500円

(出版等の備考)

- ① 1(1)の規定の「主たる内容が歌詞又は楽曲である出版物等」とは、音楽著作物が掲載されている頁数の総頁数(前付け、後付け及び広告頁を除く。以下本節において同じ。)に対する割合が 50/100 を超えるものをいう。
- ② 外国の著作物の利用について、使用料を委託者がその都度指定することとしているときは、本節の規定にかかわらず、その額とする。
- ③ 1(2)から1(4)の規定が適用される場合において、複製部数が最少区分の 10/100 に

満たないときは、該当する規定の最少区分の額の範囲内で減額することができる。

- ④ 1 (1) の規定が適用される場合において、音楽著作物が掲載されている頁数の総頁数に対する割合が 75/100 までのときは、使用料を 75/100 に減額することができる。
- ⑤ 1 (2) 又は (3) の規定が適用される場合において、複製部数が少數の学術専門書・誌であるときは、該当する規定の額から 20/100 を限度として減額することができる。
- ⑥ 2 の規定（ただし書を除く。）が適用される場合において、教育機関（文部科学省が教育機関として定めるもの又はこれに準ずるものという。）、非営利団体又は個人が、営利を目的とせず、かつ、無償で出版物等を頒布するときは、使用料を 50/100 に減額することができる。ただし、備考②に該当するときは、この限りではない。
- ⑦ 出版等の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

第5節 オーディオ録音

著作物をCD、レコード、カセットテープ、CD-ROM等の記録媒体に録音する場合の使用料は、第2節、第3節、第6節、第7節、第8節、第10節、第11節、第13節、第14節、第15節又は第16節の規定が適用される場合を除き、録音した記録媒体（以下「録音物」という。）の複製目的に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 商用複製

(1) 市販する目的で複製する場合

著作物1曲1回当たりの使用料は、次のア又はイに定める額に個数を乗じて得た額とする。ただし、1曲1回の利用時間が5分以上の場合の使用料は、5分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

ア 定価の明示があるときは、当該録音物の定価（消費税を含まないもの）の6%をその録音物に含まれている著作物数で除して得た額又は6.1円のいずれか多い額。ただし、利用時間が5分以上の著作物については、5分までを増すごとに1曲として著作物数を計算する。

イ 定価の明示がないときは8.1円

(2) BGM用に貸し出す目的で複製する場合

次のア又はイに定める額とする。

ア 著作物1曲1回当たりの使用料は、(4)に定める額とする。

イ 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、次の(ア)又は(イ)に定める額とする。

(ア) BGM用貸出録音物を再生する場所（以下「演奏場所」という。）を特定するに足る名称、所在地等の情報の報告がある場合

1 演奏場所に供されるBGM用貸出録音物に録音される楽曲数が年間300曲までの場合、1演奏場所当たり年額1,200円とする。

ただし、同楽曲数が年間300曲を超える場合は、300曲までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(イ) (ア)以外の場合

録音回数及び製作枚(本)数にかかわらず、1曲当たり年額1,200円とする。

ただし、1曲の利用時間が5分以上の場合の使用料は、5分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(3) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

ア 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合

録音物(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。)の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり1,000円とする。

イ ア以外の場合

録音物(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。)の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり2,000円とする。

ア及びイにかかわらず、個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(4) (1)から(3)以外の目的で複製する場合

著作物1曲1回当たりの使用料は、8.1円に個数を乗じて得た額又は400円のいずれか多い額とする。ただし、1曲1回の利用時間が5分以上の場合の使用料は、5分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

2 非商用複製

(1) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

録音物(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。)の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり1,000円とする。

個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(2) (1)以外の目的で複製する場合

1(4)に定める額に50%を乗じて得た額とする。

(オーディオ録音の備考)

(用語の定義)

① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。

(ア) 商用複製

営利を目的とする者が行う複製又はそれ以外の者が有償（実費相当の額のみを受ける場合を除く。）で第三者に頒布することを目的として行う複製をいう。

(イ) 非商用複製

教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために行う複製など(ア)以外の複製をいう。

(ウ) BGM

飲食店、理美容店、衣料品店等の店舗又は事業所において、当該店舗又は事業所内の雰囲気づくりのために背景的に利用される音楽をいう。

(エ) BGM用貸出録音物

BGMを提供するために貸し出す目的で製作される録音物をいう。

(オ) ブライダル等

結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催物をいう。

(本規定により難い場合の使用料)

② オーディオ録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。

(経過措置)

③ 1(3)ア及び2(1)の規定において、1,000円とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは400円、2022年4月1日から2024年3月31日までは700円とそれぞれ読み替える。

④ 1(3)イの規定において、2,000円とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは800円、2022年4月1日から2024年3月31日までは1,400円とそれぞれ読み替える。

第6節 オルゴール

オルゴールに著作物を利用する場合（第15節が適用される場合を除く。）の使用料は、当該機械1個につきその庫出価格（消費税額を含まないもの）の $\frac{7}{100}$ に、消費税相当額を加算した額とする。ただし、特殊オルゴールについては、その使用料を当該機械装置1個につきその価格（消費税額を含まないもの）の $\frac{10}{100}$ に、消費税相当額を加算した額とする。

（オルゴールの備考）

- ① 本規定の使用料は作曲の依頼料を含まない。
- ② 著作物の利用目的又は利用形態等特別の事情により本料率により難い場合の使用料は、本料率の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができる。
- ③ 本規定の「特殊オルゴール」とは、電気装置を伴うオルゴール又はミュージックサイレンその他これに類するものをいう。

第7節 ビデオグラム録音

著作物をDVD、Blu-ray Discなどの記録媒体に連続した影像とともに固定し、又はその固定物（以下「ビデオグラム」という。）を増製する場合の使用料は、第3節、第15節又は第16節が適用される場合を除き、ビデオグラムの複製目的又は種別に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 商用複製

(1) 市販する目的で複製する場合

次の基本使用料（著作物の固定に係る使用料。以下同じ。）と複製使用料（複製個数に基づく使用料。以下同じ。）を合算して得た額とする。

ア 音楽のビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに800円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラム1個につき、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに、次の算式によって算出した額又は3円のいずれか多い額とする。

$$\text{ビデオグラムの小売価格} \times 5\% \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$$

(消費税額を含まないもの)

イ 劇場用映画のビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに800円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラム1個につき、当該ビデオグラムの小売価格（消費税を含まないもの）に1.75%を乗じて得た額とする。

ウ ドラマ・アニメのビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに800円とする。

(イ) 複製使用料

- a 総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が 60%までの場合
ビデオグラム 1 個につき、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに、次の算式によって算出した額又は 1.8 円のいずれか多い額とする。

$$\text{ビデオグラムの} \quad \times 4.5\% \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$$

(消費税額を含まないもの)

- b 総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が 60%を超える場合
エ(イ)に定める額とする。

エ その他のビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラム 1 個につき、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに、次の算式によって算出した額又は 2 円のいずれか多い額とする。

$$\text{ビデオグラムの} \quad \times 4.5\% \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$$

(消費税額を含まないもの)

(2) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

ア 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合

(ア) 利用曲数 5 曲まで

ビデオグラム（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が 3 個までの場合の使用料は、次のとおりとする。

個数	利用曲数	使用料
3 個まで	1	2,000 円
	2	4,000 円
	3~5	5,000 円

個数が 3 個を超える場合は、3 個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(イ) 利用曲数が 5 曲を超える場合

ビデオグラム（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が 3 個までの場合の使用料は、次のとおりとする。

a 利用曲数を 5 で除して剰余が生じない場合

5 曲当たり 5,000 円とする。

b 利用曲数を 5 で除して剰余が生じる場合

利用曲数を 5 で除して得られる商（小数点以下の端数を切り捨てた整数）に 5,000 円を乗じて得た額と、剰余の数に応じて次に定める額を合算して得た額とする。

個数	利用曲数	使用料
3 個まで	1	2,000 円
	2	4,000 円
	3~4	5,000 円

個数が 3 個を超える場合は、3 個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

イ ア以外の場合

ビデオグラム（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が 3 個までの場合の使用料は、1 曲当たり 4,000 円とする。

個数が 3 個を超える場合は、3 個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(3) (1) 及び(2) 以外の目的で複製する場合

次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

ア 音楽のビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに次の額とする。

50 個まで 350 円

50 個を超える場合 350 円に 50 個を超える 1 個につき 7 円を加算した額

イ 音楽のビデオグラム以外のビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに次の額とする。

50 個まで 220 円

50 個を超える場合 220 円に 50 個を超える 1 個につき 4.4 円を加算した額

2 非商用複製

(1) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

ビデオグラム（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が 3 個までの場合は、1 曲当たり 2,000 円とする。

個数が 3 個を超える場合は、3 個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(2) (1)以外の目的で複製する場合

1(3)イに定める額に 50% を乗じて得た額とする。

(ビデオグラム録音の備考)

(用語の定義)

① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。

(ア) 商用複製

営利を目的とする者が行う複製又はそれ以外の者が有償（実費相当の額のみを受ける場合を除く。）で第三者に頒布することを目的として行う複製をいう。

(イ) 非商用複製

教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために行う複製など(ア)以外の複製をいう。

(ウ) 音楽のビデオグラム

次のビデオグラムをいう。

Ⓐ コンサート、ライブなど専ら音楽を演奏し、又は歌唱している場面の影像が主たる内容となっているビデオグラム

Ⓑ オペラ、ミュージカル、バレエなど物語の展開に合わせて音楽が用いられ、かつ音楽が主体的に利用される内容のビデオグラム((エ)に該当するものを除く。)

Ⓒ カラオケ歌唱又は演奏を促すことを主たる内容とするビデオグラム

Ⓓ その他、音楽を聞かせることを主たる内容とするビデオグラム

(エ) 劇場用映画のビデオグラム

劇場用映画（映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、影像を連続して固定したもの）を複製するものをいう ((ウ)のⒶ、Ⓑ及びⒹに該当するものを除く。)。

(オ) ドラマ・アニメのビデオグラム

テレビドラマ、アニメーション、演劇など、原作又は脚本に基づき俳優やキャラクターが物語を演じる内容のものをいう ((ウ)又は(エ)に該当するものを除く。)。

(カ) その他のビデオグラム

(ウ)、(エ)及び(オ)以外のビデオグラムをいう。

(キ) ブライダル等

結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催物をいう。

(ク) 総再生時間

ビデオグラムの再生に要する時間（1分未満を切上げ）をいう。

(ケ) 著作物の合計利用時間

ビデオグラムに収録されている著作物の利用時間を合計し、その時間の1分未満を切り上げたものをいう。

(コ) 著作物の累計利用時間

ビデオグラムに収録されている各著作物につき、それぞれ利用時間の1分未満を切り上げたうえ累計したものをいう。

(使用料計算の特例)

- ② 既に著作権者から映画録音の許諾を得て著作物が録音されているものをビデオグラムとして複製する場合は、複製使用料のみの額とする。
- ③ 同一ビデオグラムにおいて同一著作物が断続的に利用される場合又は繰り返し利用される場合の使用料は、詞又は曲の利用の態様ごとにその利用時間を合算して算出した額とする。この場合においては、その合算した利用時間を用いて著作物の累計利用時間を算出する。
- ④ 外国作品について、委託者が基本使用料の額を指定した場合の使用料（消費税相当額を除く。）は、1(1)及び(3)並びに2(2)の規定にあっては、当該規定に基づき算出される基本使用料の額を指定された額に読み替えて算出した額とし、1(2)及び2(1)の規定にあっては、当該規定に定める額に指定された額を加算して得た額とする。
- ⑤ 平成28年9月30日までの許諾に係るビデオグラム（ドラマ・アニメのビデオグラムのうち、総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が60%までのものであり、品番や小売価格に変更のないものに限る。）を複製する場合の使用料については、1(1)イを適用する。
- ⑥ ドrama・アニメのビデオグラムのうち、総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が60%までのものであり、次の⑦又は①に該当するものの複製使用料は、1(1)ウ(イ)aの算式によって算出した額又は0.6円のいずれか多い額とし、同割合が60%を超えるものであり、次の⑦又は①に該当するものの複製使用料は、1(1)エ(イ)の算式によって算出した額又は1.6円のいずれか多い額とする。

- ⑦ ビデオグラムの小売価格（消費税を含まないもの）が 1,500 円以下であり、かつ、著作物の利用時間が 20 分以上であるビデオグラム
- ① ビデオグラムの小売価格（消費税を含まないもの）が 1,500 円を超え 6,000 円以下であり、かつ、著作物の利用時間が 200 分以上であるビデオグラム

(本規定により難い場合の使用料)

- ⑦ ビデオグラム録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。

(経過措置)

- ⑧ 2(2)の規定において、50%とあるのは、2019 年 10 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までは 20%、2022 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までは 35% とそれぞれ読み替える。この場合において、算出した 1 ビデオグラム当たりの使用料が 1,020 円を下回る場合は、1,020 円とする。

第8節 有線放送等

有線放送及び当該有線放送用の録音（以下「有線放送等」という。）に著作物を利用する場合（著作物をコマーシャル音楽として録音する場合を除く。）の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 有線ラジオ放送等

有線ラジオ放送による有線放送等の使用料は次のとおりとする。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

年額使用料は、当該有線放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの有線放送事業収入に下表の使用料率を乗じて得た額の合計額とする。

ただし、当該有線放送を行う事業者がチャンネルごとの有線放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの有線放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額とする。

区分	使用料率
専ら音楽により編成されたチャンネル	3.0 %
主として音楽番組のチャンネル	2.25%
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用する。

① 有線ラジオ放送

1曲1回の有線ラジオ放送につき	使用料額
利用時間5分まで	受信契約世帯1,000世帯ごと 1,500円
利用時間5分までを超えるごと	受信契約世帯1,000世帯ごと 1,500円

② 有線ラジオ放送用録音

複製本数1本につき	使用料額
利用時間5分まで	1,500円
利用時間5分までを超えるごと	1,500円

2 有線テレビジョン放送等

有線テレビジョン放送による有線放送等の使用料は、次のとおりとする。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

- ① 有線放送事業収入がある場合の年額使用料は、当該年度の前年度における有線放送事業収入に $1/100$ を乗じて得た額とする。ただし、算出した額が②の額を下回る場合は、②の額とする。

- ② 有線放送事業収入がない場合の年額使用料は、次の区分に定める額とする。

区分	使用料額
受信契約世帯 1,000 世帯まで	30,000 円
3,000 世帯まで	50,000 円
5,000 世帯まで	80,000 円
10,000 世帯まで	100,000 円
10,000 世帯を超える場合	受信契約世帯数に 10 円を乗じて得た額

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法ごとに 1 曲 1 回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用する。

① 有線テレビジョン放送

1 曲 1 回の有線テレビジョン放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円
利用時間 5 分までを超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円

② 有線テレビジョン放送用録音

複製本数 1 本につき	使用料額
利用時間 5 分まで	1,000 円
利用時間 5 分までを超えるごと	1,000 円

(有線放送等の備考)

- ① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4 月から翌年 3 月までとする。
- ② 受信契約世帯数は、毎年 3 月末日の受信契約世帯数とする。
- ③ 1 の規定の「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料

収入、番組制作料収入及び番組販売収入の合算額から、広告代理店手数料及び受信料の収納にかかる直接経費に相当する額を控除した額(消費税を含まないもの)をいう。

2の規定の「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料収入及び番組制作料収入の合算額から、広告代理店手数料、受信料の収納にかかる直接経費に相当する額、ペイチャンネル番組供給事業者へ支払う額及び受信料にホームターミナルのリース料を含んでいる場合はリース業者に支払う額を控除した額(消費税を含まないもの)をいう。

ただし、有線放送事業収入が算出できない場合は、当該事業者の総営業収入の範囲内で利用状況等を参酌して、その有線放送事業収入相当額を定めることができる。

- ④ 2の規定を適用する場合における開局年度の使用料は、2(1)②の規定の範囲内で、利用状況を参酌して定める。
- ⑤ 使用料の算定となる年度の前年度において有線放送事業収入を得る期間が1年に満たないときは、年間の有線放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定する。
- ⑥ 有線ラジオ放送等の使用料を算定するに当たり、有線放送事業収入がないなど本規定により難い場合は、利用者と協議のうえ、1の規定の範囲内で定める。
- ⑦ 有線テレビジョン放送及び有線ラジオ放送を行う事業者が、有線テレビジョン放送等について2の規定により使用料を算定する内容の利用許諾契約を締結しているときは、当分の間、有線ラジオ放送等についても、2の規定により使用料を算定するものとする。
- ⑧ 有線放送のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の範囲内で決定する。

第9節 貸与

商業用レコード（以下「レコード」という。）を公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

- (1) 一施設当たりの月額使用料は、レコードの貸与による、基準月の月間営業収入の7.7%の額とする。
- (2) 貸与による営業収入がない場合又は営業収入の報告ができない場合の一施設当たりの月額使用料は、基準月の月間貸与回数に36円を乗じて得た額とする。

2 1によらない場合

- (1) レコード1枚1回当たりの使用料は36円とする。
- (2) 著作物1曲1回当たりの使用料は5円とする。

(貸与の備考)

(基準月)

① 基準月とは、使用料算定月の3か月前の月のことをいう。

(営業収入)

② 営業収入とは、レコードの貸与により得た収入の総額（消費税額を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない。）をいう。

(月間貸与回数)

③ 月間貸与回数とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの合計枚数をいう。

(使用料算定の特例)

④ 貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、当分の間、1(2)を適用する。

(その他)

⑤ 利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の定める使用料額の範囲内で決定する。

第10節 業務用通信カラオケ

放送及び有線放送以外の公衆送信並びにそれに伴う複製により業務用通信カラオケ（通信カラオケのうち、カラオケ施設、社交場等の事業所を対象としたもの。以下本節において同じ。）に著作物を利用する場合（ただし、受信先における演奏・歌唱は除く。）の使用料は、次の1及び2によりそれぞれ算出した金額を合算して得た金額に、消費税相当額を加算した額とする。本節において、使用料には複製（ただし、映像とともに複製される場合を除く。）及び公衆送信に係るものを含むものとする。

1 基本使用料

(1) 基本使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

業務用通信カラオケ事業者が設定しているアクセスコード数によって1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、次のとおり算出するものとする。

アクセスコード数が、1,000コードまでの月額使用料を100,000円とする。以降、1,000コードまでを増すごとに下表の額を加算する。

アクセスコード数	加算する額
50,000コードまで	100,000円
50,000コードを超え100,000コードまで	90,000円
100,000コードを超え150,000コードまで	80,000円
150,000コードを超える場合	70,000円

(2) (1)によらない場合

カラオケ施設、社交場等の事業者が利用できる状態におかれている著作物の数によって1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、著作物1曲につき200円とする。

2 利用単位使用料

(1) 利用単位使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

サーバー、端末機械等（以下名称を問わず「受信装置」という。）1台につき1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、情報料を課すべき受信装置1台あたりの月間の情報料の10/100の額又は950円のいずれか多い額とする。ただし、情報料の14/100の額が950円を下回る場合は、その額又は650円のいずれか多い額とする。

(2) (1)によらない場合

業務用通信カラオケ事業者が、カラオケ施設、社交場等の事業所に設置された受信装置へのアクセスコードの入力に応じ、演奏に供する著作物を1曲1回提供する（公衆送信であるか複製物によるかを問わない。）ごとに定めるものとし、その使用料は、著作物1曲につき3円とする。

(業務用通信カラオケの備考)

- ① 本規定のアクセスコードとは、業務用通信カラオケにおいてそのリクエストのために1データごとに付与しているコードをいい、「アクセスコード数」とは、本協会の管理する著作物のアクセスコードの総数をいう。
- ② 1(1)及び2(1)の規定を適用する場合において、月間の利用単位使用料の総額の25/100の額が月額基本使用料を下回る場合で、かつアクセスコードが50,000コードまでの場合の月額基本使用料は、月間の利用単位使用料の総額の25/100の額とする。以降、1,000コードまでを増すごとに1(1)の規定の額を加算する。
- ③ ②を適用する場合において、月額基本使用料と月間の利用単位使用料の総額の合算額が50,000円を下回るときは、50,000円を当該月の使用料とする。
- ④ 2(1)の規定の「情報料」とは、業務用通信カラオケを利用するにあたり受信先において通常支払うことが必要とされる受信等に伴う対価（消費税を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない。）をいう。
- ⑤ 情報料が不明の場合は、業務用通信カラオケ事業者が得る受信装置1台当たりの情報料収入（いずれの名義をもってするかを問わない。）に170/100を乗じた額を情報料とすることができます。
- ⑥ 業務用通信カラオケのうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の範囲内で決定する。

第11節 インタラクティブ配信

音楽配信、テレフォンサービス等ネットワークを用いた放送および有線放送以外の公衆送信およびそれに伴う複製により著作物を利用する場合（第10節の規定を適用する場合を除く。）の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

1 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

- (1) 商用配信(リスニング用、カラオケ用、着信音等音楽を利用することを主たる目的として配信する場合)

① ダウンロード形式

- (ア) 楽曲データを配信する場合の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

② 再生可能な期間等に制限がない場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ る	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲1リクエスト当たりの情報料の7.7%または7円70銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり6円60銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い	1曲1リクエスト当たり5円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

- ① 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が 7 日を超え 30 日までの場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ る	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲1リクエスト当たりの情報料の5.6%または5円60銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり5円に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い		1曲1リクエスト当たり4円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

- ② 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が 7 日までの場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ る	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%または4円50銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり3円85銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い		1曲1リクエスト当たり3円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

② ⑦⑧にかかわらず、着信音専用データの場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ る な い	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲1リクエスト当たりの情報料の7.2%または5円のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	
最 低 使 用 料	本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。		

(イ) 音声番組の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

⑦ 再生可能な期間等に制限がない場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ る な い	広告料等収入の有無にかかわらず、1音声番組1リクエスト当たりの情報料の7.7%または7円70銭または3円80銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	
最 低 使 用 料	1音声番組1リクエスト当たり6円60銭または3円30銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。		1音声番組1リクエスト当たり5円50銭または2円70銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料	本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。		

- ① 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が 7 日を超え 30 日までの場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ る	広告料等収入の有無にかかわらず、1 音声番組 1 リクエスト当たり 5 円または 1 円 20 錢に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1 音声番組 1 リクエスト当たり 5 円または 1 円 20 錢に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い	月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1 音声番組 1 リクエスト当たり 4 円 50 錢または 1 円 10 錢に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。	

⑦ 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が 7 日までの場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広告料等収入	あ る	広告料等収入の有無にかかわらず、1 音声番組 1 リクエスト当たり 3 円 85 錢または 96 錢に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。 ただし、受信先において当該データの再生可能な期間または回数に 3 日または 3 回までの制限がある場合、且つ再生時間が 10 分以内の場合は、楽曲数にかかわらず、2 円 50 錢に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1 音声番組 1 リクエスト当たり 3 円 85 錢または 96 錢に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。 ただし、受信先において当該データの再生可能な期間または回数に 3 日または 3 回までの制限がある場合、且つ再生時間が 10 分以内の場合は、楽曲数にかかわらず、2 円 50 錢に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い		1 音声番組 1 リクエスト当たり 3 円 50 錢または 80 錢に楽曲数を乗じて得た額のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。 ただし、受信先において当該データの再生可能な期間または回数に 3 日または 3 回までの制限がある場合、且つ再生時間が 10 分以内の場合は、楽曲数にかかわらず、2 円 25 錢に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料	本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。		

② ストリーム形式

月額使用料は、同時送信可能化する楽曲数にかかわらず以下の表のとおりとする。

ただし、1曲(1音声番組)を利用する都度情報料が課される方式による場合の当該著作物(音声番組)の使用料は、当該情報料の4.5%または4円50銭のいずれか多い額に当該著作物(音声番組)の月間の総リクエスト回数を乗じて得た額または下表の最低使用料の額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、年額50,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、利用曲数にかかわらず月額5,000円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

サービスメニューの区分	使用料率
主として音楽により構成されるもの	月間の情報料および広告料等収入の3.5%
一般娯楽等	月間の情報料および広告料等収入の2.5%
スポーツ・ニュース等音楽の利用比率が低いもの	月間の情報料および広告料等収入の1.0%
最低使用料	本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までのときは、日額1,000円とする。

なお、1サービスメニューにおいて利用する著作物が著しく少ない場合の使用料は、本表にかかわらず、2の規定により定めた料率または額に総リクエスト回数を乗じた額と/orすることができる。

③ サブスクリプション

①または②の配信形式にかかわらず、サブスクリプションにより、楽曲データ（音声番組）を配信する場合の月額使用料は以下のとおりとする。

(ア) 受信者がサービス登録期間中に限り、1楽曲データ（1音声番組）単位で選択が可能となる場合

⑦ 月間の情報料収入および広告料等収入の7.7%または77円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

① 情報料および広告料等収入がない場合は、55円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。

ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

(イ) (ア)の場合において、受信者の楽曲選択にあたり、楽曲のジャンルあるいはアーティスト等プログラム単位で選択させるなど、楽曲の選択方法に一定の制約を設ける場合

⑦ 月間の情報料収入および広告料等収入の4.5%または13円50銭に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

① 情報料および広告料等収入がない場合は、9円50銭に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。

ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

(ウ) 各受信者に対してサービス登録期間中にあらかじめ1ヶ月を超えて情報料を免除する場合は、月間の情報料収入および広告料等収入の12%または120円に情報料免除期間終了後の月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

なお、事業者が情報料の免除期間において本来の情報料に基づく使用料の算出を選択するときは、(1) ③ (ア) の規定を適用することができる。

(エ) 受信者が受信者以外の者に楽曲データ（音声番組）を利用させるなど、(1) ③ (ア) を超える機能を提供する場合は、月間の情報料収入および広告料等収入の12%または120円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

(2) 商用配信((1)のうち、歌詞または楽曲を文字、楽譜等により可視的に利用する配信)

① ダウンロード形式、またはデータを受信側のプリンタで印刷することが可能なストリーム形式

(ア) 楽曲データを配信する場合の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ る	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲1リクエスト当たりの情報料の10%または10円のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり6円60銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い		1曲1リクエスト当たり5円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最低 使用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

ただし、外国の著作物が利用される場合の月額使用料は、当該外国の著作物に限り、本表（最低使用料を除く。）にかかわらず、2の規定により定めた料率または額に月間の総リクエスト回数を乗じた額とする。

(イ) 受信側のプリンタで印刷することが可能なサブスクリプションの月額使用料は以下のとおりとする。

当分の間 (2) ① (ア) の規定を適用する。

(ウ) 受信側のプリンタで印刷することができないサブスクリプションの月額使用料は以下のとおりとする。

受信先の記憶装置において、受信者のサービス契約解約後、直ちに当該楽曲の利用が不可能となる場合の月額使用料は、情報料および広告料等収入の10%または100円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、55円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、5,000円とする。

② データを受信側のプリンタで印刷することができないストリーム形式

当分の間、(1) ②の規定を適用する。

(3) 商用配信(音楽以外の著作物を利用することを主たる目的として配信する場合

((1)、(2)の規定が適用にならない場合))

① ダウンロード形式

1曲(1コンテンツ)ごとに配信をする場合の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

(ア) 再生可能な期間等に制限がない場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料	あ る	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲(1コンテンツ、以下本表において同じ)1リクエスト当たりの情報料の6.2%または6円20銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり5円30銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い		1曲1リクエスト当たり4円40銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最低 使用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

(イ) 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日を超え30日までの場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料	あ る	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲(1コンテンツ、以下本表において同じ)1リクエスト当たりの情報料の4.5%または4円50銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり3円85銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い		1曲1リクエスト当たり3円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最低 使用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

(ウ) 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が 7 日までの場合

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ る	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲（1コンテンツ、以下本表において同じ）1リクエスト当たりの情報料の3.6%または3円60銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり3円20銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い		1曲1リクエスト当たり2円80銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

(エ) サブスクリプションの月額使用料は以下のとおりとする。

受信先の記憶装置において、受信者のサービス契約解約後、直ちに当該楽曲の利用が不可能となる場合の月額使用料は、情報料および広告料等収入の5.8%または58円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、44円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、5,000円とする。

② ストリーム形式

月額使用料は、同時送信可能化する楽曲数にかかわらず以下の表のとおりとする。ただし、1曲（1コンテンツ）を利用する都度情報料が課される方式による場合の当該著作物（コンテンツ）の使用料は、当該情報料の3.6%または3円60銭のいずれか多い額に当該著作物（コンテンツ）の月間の総リクエスト回数を乗じて得た額または下表の最低使用料の額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、年額50,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、利用曲数にかかわらず月額5,000円に予め定める利用月数を乗じて得た額と/orすることができ

る。

サービスメニューの区分	使用料率
主として音楽により構成されるもの	月間の情報料および広告料等収入の 2.8%
一般娯楽等	月間の情報料および広告料等収入の 2.0%
スポーツ・ニュース等音楽の利用比率が低いもの	月間の情報料および広告料等収入の 0.8%
最低使用料	本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は、5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までのときは、日額 1,000 円とする。

なお、1 サービスマニューオにおいて利用する著作物が著しく少ない場合の使用料は、本表にかかわらず、2 の規定により定めた料率または額に総リクエスト回数を乗じた額とすることができます。

(4) 非商用配信

① ダウンロード形式

同時に送信可能化する楽曲 10 曲毎の年額または月額使用料は、利用形態にかかわらず以下の表のとおりとする。

ただし、歌詞、楽譜等可視的な利用で外国の著作物を利用する場合の使用料は、2 の規定により定めた料率または額にリクエスト回数を乗じた額とする。

一般	個人が営利を目的とせずに利用する場合	営利を目的としない教育機関が利用する場合
年額 50,000 円とする。なお、送信可能化する日数が 1 年に満たない場合は、月額 5,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができます。	利用形態にかかわらず年額 10,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 1,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 1,200 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 150 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができます。	利用形態にかかわらず年額 20,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 2,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 2,400 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 300 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができます。

② ストリーム形式（本規定において、単なる画面表示にとどまる外国の著作物を除く歌詞、楽譜の利用も含む。）

利用形態、同時に送信可能化する楽曲数にかかわらず、年額または月額使用料は、以下の表のとおりとする。

一般	個人が営利を目的とせずに利用する場合	営利を目的としない教育機関が利用する場合
年額 30,000 円とする。なお、送信可能化する日数が 1 年に満たない場合は、月額 3,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができます。	年額 10,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 1,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 1,200 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 150 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができます。	年額 20,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 2,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 2,400 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 300 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができます。

2 包括的利用許諾契約によらない場合

包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、1曲1リクエスト毎に定めるものとし、1曲1リクエスト当たりの情報料の20%または歌詞、楽曲それぞれ20円のいずれか多い額を上限として利用状況等を参酌して決定する。

(インターラクティブ配信の備考)

(用語の定義)

① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。

(ア) 商用配信

情報料または広告料等収入を得て行う配信、および収入の有無に関わらず営利を目的とする者が行う配信をいう。

(イ) 非商用配信

非営利団体または非営利の任意のグループもしくは個人が営利を目的とせず行う配信をいう。

ただし、以下のデータの配信については商用配信とみなす。

⑦ 商業用レコード等（当該商業用レコード等にかかる権利者の許諾を特に非商用利用として得ている場合はこの限りではない）。

① 着信音（着信音専用データを含む）。

(ウ) ダウンロード形式

受信先の記憶装置に複製して利用させる配信の形式をいう。

(エ) ストリーム形式

受信先の記憶装置に複製せずに利用させる配信の形式をいう。

(オ) サブスクリプション

サービス登録会員を対象とした聴き放題（見放題）サービス、またはそれに準じたサービスにより、サービス登録期間中に限り、楽曲データ、音声番組、またはコンテンツを受信者に選択させる方法等により利用させる形態をいい、一斉送信型を除く。ただし、1 (1) の配信の場合においては、(ウ) または (エ) の配信形式にかかるならないものとする。

(カ) 楽曲データ

1 曲の歌詞又は楽曲（歌詞と楽曲あわせて送信するものを含む）のデータで、分割して受信することが不可能な形式により 1 リクエストあたりに送信される単位をいう。

(キ) 着信音専用データ

電話等の着信音に用いるデータのうち、通常の総再生時間が 45 秒以内のものであって、受信先の端末機械から他の記憶装置への複製ができない形式のものをいう（画像などを伴うものを含む）。

(ク) 音声番組

楽曲のほかにナレーションその他楽曲でない音声を伴う番組（映像を伴うものは除く）で、分割して受信することが不可能な形式により 1 リクエストあたりに送信される単位をいう。

(ケ) コンテンツ

映像を伴う利用またはコマーシャルの利用において、分割して受信することが不可能な形式により 1 リクエスト当たりに送信される単位をいう。

(コ) 情報料

インターラクティブ配信の利用の対価として、通常受信者が支払わなければならぬ料金（消費税を含まないもの。コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わない。）をいう。

(メ) 広告料等収入

インターラクティブ配信を行うに当たり情報料以外に得る収入をいい、広告料やスポンサー料等いずれの名義をもってするかを問わない。

(シ) サービスメニュー

ホームページ等（ネットワーク上に掲載されている情報について、1 運営主体が責任を有する範囲のものをいう。）のサービスのなかで、単独のサービスとして一般に認識されるよう明示されている単位をいう。

(ス) 外国の著作物

当協会の委託者ではない日本国外の音楽出版者が著作者との間に音楽出版契約を締結した著作物で、且つ当協会著作権信託契約第 16 条の定めに基づき、使用料規程第 4 節出版等の許諾の際の使用料を委託者の定める額としている著作物をいう。

(セ) 試聴

主として音楽を利用する利用形態において、本協会使用料規程が適用される営利を目的とした利用が行われる場合で、当該利用の促進を目的として行われるストリーム形式における配信をいい、情報料、広告料等収入を得ないので、著作物データの総再生時間が 1 曲当たり 45 秒以内のものに限る。

なお、1 (2) の規定が適用となる場合で、配信される可視的なデータの一部をサンプルとして配信するときは、その 30% 以上をマスクすることによる場合を含む。この場合において、当該サンプルが受信先において印刷可能であるかどうか

を問わない。

(イ) データ保管代行

本規定による許諾を得た事業者が、当該サービスの一環として専ら個人向けに、当該事業者が配信したデータの保管領域を無償で貸与するもので、当該保管領域の貸与を受けている個人以外には著作物データへのアクセスを認めないものをいう。

(タ) 媒体費

広告掲出のために広告媒体事業者へ支払う費用をいう。なお、1リクエストあたりに支払われる媒体費を媒体費単価といい、1つの広告掲出のためにあらかじめ支払う媒体費全体を媒体費総額という。

(使用料算出の単位)

② 本規定は、原則としてホームページ等の1サービスメニューごとに算定する。ただし、1ホームページ等に複数のサービスメニューがある場合は、規定の区分に従いサービスメニューごとに適用する規定の区分を定めた後、同一の区分のサービスメニューについては一つのサービスメニューとして使用料を算定することができる。

(商用配信規定の取扱いの特例)

③ 非営利団体または非営利の任意のグループもしくは個人が広告料等収入のみを得てダウンロード形式により利用する場合(インタラクティブ配信の備考①(イ)①に該当するデータとしての利用を除く。)で、1(1)、1(2)または1(3)の各表により難いときは、当分の間、同時に送信可能化する曲数10曲までにつき年額60,000円とすることができます。なお、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、同時に送信可能化する曲数10曲までにつき月額6,000円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。いずれの場合も同時に送信可能化する曲数が10曲を超える場合は10曲までを超えるごとに10曲までの場合の額にその額を加算した額とする。

(情報料の取扱いの特例)

④ 情報料がある場合で、月額定額制などリクエスト1回当たりの情報料が定められていないときの情報料は、当該事業者の定める情報料をリクエスト可能回数で除す等して1曲当たりの情報料相当額を算出する。ただし、サブスクリプションにおけるサービスは除く。

⑤ 本来情報料が定められているにもかかわらず、利用促進キャンペーン等のため情報料を一定期間減額または免除して利用する場合の使用料は、本来の情報料に基づき算出する。

(音楽を利用している広告に関する取扱いの特例)

⑥ 規定 1 (1) から 1 (3) にかかると、コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルをストリーム形式または再生可能な期間に制限のあるダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、1 曲 1 CM コンテンツ 1,000 リクエスト回数ごとに 50 円を加算して得た額または 5,000 円のいずれか多い額とする。

なお、同一の CM コンテンツを継続反復して配信する場合は、その使用料を減額することができる。

(サブスクリプションの取扱いの特例)

⑦ 1 (1) ③ (ア) の規定が適用となるサービスのうち、以下に該当する場合は、月間の情報料収入および広告料等収入の 4.5% または 13 円 50 銭に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。なお、情報料および広告料等収入がない場合は、9 円 50 銭に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。

(ア) 月間のサービス利用時間が 20 時間以内に制限されている場合

(イ) 月間の利用曲数が 20 曲以内に限定されている場合。または、月間の選択可能楽曲数が 10 曲以内に制限されている場合で、且つ受信者とのサービス契約が継続する場合に翌月以降に選択可能楽曲数が追加加算されるときは、合計 120 曲以内に制限されている場合

⑧ 1 (1) ③ (ア) または (イ) の規定が適用となるサービスのうち、受信者が当該サービスに接続している間に限り再生が可能な場合で、次のいずれかに該当するときは、月間の情報料および広告料等収入の 3.5% の額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。

(ア) 同時に送信可能化する楽曲の総数が 10 万曲以内の場合

(イ) カラオケ配信など歌唱の伴奏音源を配信する場合（ただし、使用料規程第 10 節が適用される場合を除く。）

(ウ) 楽器演奏用の伴奏音源を配信する場合

(エ) 楽曲の販売を促進する目的で試聴用音源を配信する場合

(オ) 実演家・レコード製作者等が自らの活動を紹介する目的で自身が関与する楽曲を配信する場合

- ⑨ 1 (1) ③の規定が適用となるサービスのうち、平成 28 年 2 月の規定変更実施以前に 1 (1) ②ストリーム形式の規定を適用して許諾されたサービスについては、当該サービス内容が存続する間、従前の規定による取扱いを適用する。

(広告料等収入の取扱い)

- ⑩ 1 (1) ②または 1 (3) ②の規定を適用する場合で、1 ホームページにおいてサービスメニュー毎に広告料等収入を区分して報告できないときの取扱いについては、報告できないサービスメニューに限り、利用者の選択により、以下の(ア)または(イ)とすることができる。

(ア) カウント／解析が容易な場合	ホームページ全体の総ページビューに対する当該サービスメニューのページのページビュー比率（またはそれに相当するもの）を乗じて得た率を、広告料等収入全体に乗じて得た額を使用料算定の際の広告料等収入とすることができます。ただし、この場合において、証憑書類の提出を要する。
(イ) カウント／解析が困難な場合	ホームページ全体の広告料等収入をサービスメニューの総数で案分して得た額を使用料算定の際の 1 サービスメニュー当たりの広告料等収入とすることができます。ただし、この場合において、著作物を利用していないサービスメニューは、その数にかかわらず 1 を加えて案分する。 なお、音楽を利用しているサービスメニューの数を 5 倍した数より、音楽を利用していないサービスメニューの数の方が多い場合は、案分するサービスメニューの数について、音楽を利用していない 5 サービスメニュー毎に 1 ずつ加えることができる。

(使用料の免除)

- ⑪ データ保管代行を行う場合で、予め届け出があり、当協会が認めたものについては、使用料を免除する。
- ⑫ 次の⑦、①、④ のいずれかに該当する試聴を行う場合で、予め届け出があったものについては、使用料を免除する。
- ⑦ 1 (1)、1 (2) または 1 (3) の規定により著作物を利用する利用者が、受信者にリクエストをさせる画面と同一の画面で当該リクエストの対象となる著作物を試聴させる場合
- ① 著作物が適法に収録された商業用レコード等著作物の利用を主たる目的とする商品を製作または販売する者が、当該商品の販売促進のために、自らのホームページ

において当該商品に収録された著作物を試聴させる場合

- ⑦ 実演家、レコード製作者またはこれらにかかる著作隣接権を有する者が、自らのホームページにおいて自ら当該実演、レコードにかかる著作物を試聴させる場合
(規定が複数適用になる場合の取扱い)

- ⑧ 1(1)から1(3)の規定のうち複数の規定が同時に適用になる利用形態を1サービスメニューにおいて行う場合の使用料は、下表のとおりとする。

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ る	当該情報料または広告料等収入(1(1)①、1(2)①または1(3)①の規定が適用になる場合は情報料収入のみ)の額を、適用となる規定の数で除した額をもとにそれぞれの規定を適用して算出するものとする。	1曲1リクエスト当たり6円60銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い		1曲1リクエスト当たり5円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

(音楽を広告に利用する場合の取扱い)

- ⑨ 本規定が適用となる利用方法により、商品やサービスの広告のために音楽を利用する場合は、予め著作者の同意を得なければならない。

(送信可能化されている著作物の使用料)

- ⑩ 本規定により算出される使用料には、リクエストの有無にかかわらず当該サービスメニューに送信可能化されたすべての著作物の送信可能化にかかる使用料を含むものとする。

(本規定により難い場合の使用料)

- ⑪ インタラクティブ配信のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率または額の範囲内で決定する。

第12節 BGM

有線放送等により公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達し、又は適法に録音された録音物による演奏により、著作物を背景音楽（BGM）として利用する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 1 施設における使用料

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料

① 一般の店舗等の場合

区分	店舗等の面積	年額使用料
1	500m ² まで	6,000円
2	1,000m ² まで	10,000円
3	3,000m ² まで	20,000円
4	6,000m ² まで	30,000円
5	9,000m ² まで	40,000円
6	9,000m ² を超える場合	50,000円

② 宿泊施設の場合

区分	宿泊定員	年額使用料
1	100人まで	6,000円
2	200人まで	10,000円
3	300人まで	20,000円
4	400人まで	30,000円
5	500人まで	40,000円
6	500人を超える場合	50,000円

(2) (1) によらない場合の使用料は次のとおりとする。

① 1か月の使用料

(ア) 一般の店舗等の場合

区分	店舗等の面積	使用料額
1	500m ² まで	1,200円
2	1,000m ² まで	2,000円
3	3,000m ² まで	4,000円
4	6,000m ² まで	6,000円
5	9,000m ² まで	8,000円
6	9,000m ² を超える場合	10,000円

(イ) 宿泊施設の場合

区分	宿泊定員	使用料額
1	100人まで	1,200円
2	200人まで	2,000円
3	300人まで	4,000円
4	400人まで	6,000円
5	500人まで	8,000円
6	500人を超える場合	10,000円

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 利用時間が 5 分までの使用料は、下表のとおりとする。

⑦ 一般の店舗等の場合

区分	店舗等の面積	使用料額
1	500 m ² まで	2円
2	1,000 m ² まで	3円
3	3,000 m ² まで	7円
4	6,000 m ² まで	10円
5	9,000 m ² まで	13円
6	9,000 m ² を超える場合	17円

⑧ 宿泊施設の場合

区分	宿泊定員	使用料額
1	100人まで	2円
2	200人まで	3円
3	300人まで	7円
4	400人まで	10円
5	500人まで	13円
6	500人を超える場合	17円

(イ) 1 曲 1 回の利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分を超えるごとに、利用時間が 5 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

2 音源提供事業者が包括的に契約をする場合の使用料

1 の規定にかかわらず、有線放送等を行う事業者、録音物の製作・貸出を行う事業者等、背景音楽（BGM）の音源提供事業者が、自己の顧客であるすべての音源提供先事業者のために、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は、当該音源提供事業者の前年度の営業収入（消費税額を含まないもの）の 1／100 とする。

（BGMの備考）

- ① 営業収入とは、聴取料、放送料などいずれの名義をもってするかを問わず、音源提供事業者が音源を提供することにより得る収入をいう。
- ② 本規定中 1／100 とあるのは、平成 14 年度は 0.6／100、平成 15 年度は 0.7／100、平成 16 年度は 0.8／100、平成 17 年度は 0.9／100 とそれぞれ読み替えるものとする。

（注）各年度区分は、4 月から翌年 3 月までとする。

- ③ 福祉、医療もしくは教育機関での利用、事務所・工場等での主として従業員のみを対象とした利用又は露店等での短時間かつ軽微な利用であって、著作権法第 38 条第 1 項の規定の適用を受けない利用については、当分の間、使用料を免除する。

第13節 CDグラフィックス等

ディスプレイに表示させるための歌詞又は楽譜に係る著作物と共に当該著作物をCD、ハードディスク、フラッシュメモリー等の記録媒体（以下「CDグラフィックス等」という。）に録音する場合の使用料は、第2節、第3節、第5節、第6節、第7節、第8節、第10節、第11節、第14節、第15節又は第16節の規定が適用される場合を除き、録音した記録媒体（以下「録音物」という。）の複製目的に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 商用複製

(1) 市販する目的で複製する場合

著作物1曲1回当たりの使用料は、次のア又はイに定める額に個数を乗じて得た額とする。ただし、1曲1回の利用時間が5分以上の場合の使用料は、5分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

ア 定価の明示があるときは、当該録音物の定価（消費税を含まないもの）の6%をその録音物に含まれている著作物数で除して得た額又は9円のいずれか多い額。ただし、利用時間が5分以上の著作物については、5分までを増すごとに1曲として著作物数を計算する。

イ 定価の明示がないときは11円

(2) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

ア 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合

録音物（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり1,500円とする。

イ ア以外の場合

録音物（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり3,000円とする。

ア及びイにかかわらず、個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(3) (1)及び(2)以外の目的で複製する場合

著作物 1 曲 1 回当たりの使用料は、11 円に個数を乗じて得た額又は 600 円のいずれか多い額とする。ただし、1 曲 1 回の利用時間が 5 分以上の場合の使用料は、5 分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

2 非商用複製

(1) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

録音物（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が 3 個までの場合の使用料は、1 曲当たり 1,500 円とする。

個数が 3 個を超える場合は、3 個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(2) (1)以外の目的で複製する場合

1(3)に定める額に 50% を乗じて得た額とする。

(CD グラフィックス等の備考)

(用語の定義)

① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。

(ア) 商用複製

営利を目的とする者が行う複製又はそれ以外の者が有償（実費相当の額のみを受ける場合を除く。）で第三者に頒布することを目的として行う複製をいう。

(イ) 非商用複製

教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために行う複製など(ア)以外の複製をいう。

(ウ) ブライダル等

結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催物をいう。

(本規定により難い場合の使用料)

② CD グラフィックス等の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。

(経過措置)

- ③ 1(2)ア及び2(1)の規定において、1,500円とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは600円、2022年4月1日から2024年3月31日までは1,050円とそれぞれ読み替える。
- ④ 1(2)イの規定において、3,000円とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは1,200円、2022年4月1日から2024年3月31日までは2,100円とそれぞれ読み替える。

第14節 カラオケ用ICメモリーカード

専らマイク一体型カラオケに用いられ、音声と共に歌詞がディスプレイに表示されるICメモリーカード（以下本節において「カラオケ用ICメモリーカード」という。）に著作物を利用する場合（第15節又は第16節が適用される場合を除く。）のカラオケ用ICメモリーカード1枚あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 市販用のカラオケ用ICメモリーカード

(1) 定価の明示のあるもの

カラオケ用ICメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき当該カラオケ用ICメモリーカードの定価（消費税を含まないもの）の6%をそのカラオケ用ICメモリーカードに含まれている著作物数で除して得た額又は11円のいずれか多い額とする。

(2) 定価の明示のないもの

カラオケ用ICメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき11円とする。

2 その他のカラオケ用ICメモリーカード

1による場合のほか、カラオケ用ICメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき600円をカラオケ用ICメモリーカードの複製枚数で除して得た額又は11円のいずれか多い額とする。

（カラオケ用ICメモリーカードの備考）

- ① 5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。
- ② カラオケ用ICメモリーカードの利用のうち、著作物の利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

第15節 広告目的で行う複製

第3節から第7節まで、第13節又は第14節に該当する複製利用のうち、著作物を広告に利用する目的（以下本節において「広告目的」という。）で複製する場合の使用料は、委託者が額を指定するときは、その金額に消費税相当額を加算した額とする。

(広告目的で行う複製の備考)

- ① 広告目的で行う複製とは、広告主の名称・商品・商品名・商標・標語、企業形態、企業内容、企業イメージ等を広告主が必要とする間、広く一般に知らしめるため、広告主の発意により制作する広告、広報、又は意見広告等に利用することを目的として、著作物を複製することをいい、コマーシャル送信用録音を含むものとする。
- ② コマーシャル送信用録音とは、①のうち、放送、有線放送又はインターネットタイプ配信において使用することを目的として、著作物を複製することをいう。
- ③ 広告目的で行う複製において、委託者が使用料の額を指定しないときは、第3節から第7節まで、第13節又は第14節のうち、それぞれ該当する節の規定によるものとする。この場合において、コマーシャル送信用録音は、第7節（画像を伴わない場合は第5節）の規定によるものとする。

第16節 ゲームに供する目的で行う複製

第5節、第7節、第13節又は第14節に該当する複製利用のうち、著作物をゲームに供する目的で複製する場合の使用料は、委託者が額を指定するときは、その金額に消費税相当額を加算した額とする。

(ゲームに供する目的で行う複製の備考)

- ① ゲームに供する目的で行う複製とは、ゲームソフトへの録音及び業務用ゲームに供する機器等への録音をいう。
- ② ゲームソフトへの録音とは、テレビゲーム機等の影像を伴うゲーム機に用いる記録媒体に著作物を複製することをいう。
- ③ 業務用ゲームに供する機器等への録音とは、影像を伴わない業務用ゲーム機に用いる記録媒体に著作物を複製することをいう。
- ④ ゲームソフトへの録音において、委託者が使用料の額を指定しないときは、第7節の規定によるものとする。
- ⑤ 業務用ゲームに供する機器等への録音において、委託者が使用料の額を指定しないときは、第5節、第13節又は第14節のいずれか該当する規定によるものとする。

第 17 節 業務用音楽配信

業務用音楽配信に著作物を利用する場合の使用料は、第 11 節の規定にかかわらず、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

1 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

月額使用料は、業務用音楽配信を受ける事業所等に係る事業者（以下本節において「受信者」という。）ごとに、当該受信者の利用態様に応じて次の各号に定める方法によって算出した金額の合計（5,000 円を下回る場合は 5,000 円）とする。

(1) 受信者が、事業所等においてチャンネルを演奏又は伝達（映像を伴うものを除く。以下本節において「演奏等」という。）する場合は、月額の情報料収入の 5.6%又は 112 円のいずれか多い額に、当該受信者における月間の総受信端末機器数を乗じて算出する。

ただし、当該チャンネルが、複数の事業所等で同時に演奏等されることを目的とするものである場合には、月額の情報料収入の 3.5%又は 70 円のいずれか多い額に、当該受信者における月間の総受信端末機器数を乗じて算出する。

(2) 受信者が、事業所等においてチャンネルによることなく楽曲を演奏等することができる場合は、月額の情報料収入の 20%又は 400 円のいずれか多い額に、当該受信者における月間の総受信端末機器数を乗じて得た金額を上限として、利用状況に応じて算出する。

2 包括的利用許諾契約によらない場合

包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、事業所等からの 1 曲 1 リクエストごとに定めるものとし、1 曲 1 リクエスト当たりの情報料の 20%又は 20 円のいずれか多い額を上限として、利用状況に応じて定める。

（業務用音楽配信の備考）

① 業務用音楽配信とは、事業所等において演奏等することを目的として、著作物を当該事業所等の受信端末機器等に、放送若しくは有線放送以外の方法により公衆送信し又はその公衆送信に伴い複製することをいう。ただし、第 10 節若しくは第 15 節の規定が適用される場合又は結婚式、披露宴その他これに準ずる催物を演出することを目的とする場合を除く。

- ② チャンネルとは、楽曲のジャンル、利用のシーン又は事業所等の業態に応じて、あらかじめ選択された楽曲群をいう。
- ③ 情報料とは、いずれの名義であっても、業務用音楽配信の対価として、通常受信者が支払わなければならない料金（消費税相当額を含まないもの。）をいう。
- ④ 1(1)の規定が適用される場合で、当該受信者において同一のチャンネルを演奏等する事業所等の数が 1,000 を超えるときは、112 円を 50.4 円に、70 円を 31.5 円に読み替えて算出する。
- ⑤ 本節の対象となる利用のうち本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議の上、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

第18節 その他の規定

本規程の第1節乃至第17節の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物利用の目的および態様、その他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができる。

附 則

(実施の日)

この使用料規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日（平成13年11月1日）から実施する。但し、第13節BGMの規定については平成14年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第9節2有線テレビジョン放送（CATV）等及び第12節インタラクティブ配信の規定については平成14年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1節1上演形式による演奏及び第1節2演奏会における演奏の規定については、平成15年10月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章総則の備考及び第2章第8節ビデオグラムの規定については、平成16年7月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第12節インタラクティブ配信の規定については、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章 総則、第2章 第5節 オーディオ録音、第13節 C Dグラフィックス等、第14節 カラオケ用ICメモリーカード、第15節 その他の規定については、平成18年1月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第2節 放送等及び第11節 インタラクティブ配信の規定については平成19年1月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第1節 3 演奏会以外の催し物における演奏、4 カラオケ施設における演奏等、5 ダンス教授所における演奏等及び6 社交場における演奏等の規定については、平成19年10月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章 総則、第2章 第8節 有線放送等の規定については、平成20年8月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第10節 業務用通信カラオケの規定については、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第1節 6 フィットネスクラブにおける演奏等の規定については、平成23年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第1節 7 カルチャーセンターにおける演奏等の規定については、平成24年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第1節 1 上演形式による演奏、2 演奏会における演奏、3 演奏会以外の催物における演奏の規定については、平成24年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第3節 映画1録音の規定については、平成24年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第9節貸与の規定については、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第11節 インタラクティブ配信（インタラクティブ配信の備考）⑥（音楽を利用している広告に関する取扱いの特例）については、平成25年8月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第3節 映画2上映の規定については、平成26年1月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第10節 業務用通信カラオケの規定については、平成26年7月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第4節出版等の規定については、平成26年10月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第11節インタラクティブ配信の規定については、平成28年2月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章 総則、第2章 第15節 広告目的で行う複製、第16節 ゲームに供する目的で行う複製の規定については、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第12節 BGMの規定については、平成28年5月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第7節 ビデオグラム録音の規定については、平成28年10月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第1節4カラオケ施設における演奏等、10音楽教室における演奏等の規定については、平成30年3月7日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第9節貸与の規定については、平成30年5月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第3節2上映、第5節オーディオ録音、第7節ビデオグラム録音及び第13節CDグラフィックス等の規定については、2019年10月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第7節ビデオグラム録音の規定については、2023年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第1節1上演形式による演奏、2演奏会における演奏、3演奏会以外の催物における演奏の規定については、2024年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第1節10歌謡教室における演奏等、11音楽教室における教師による楽器演奏等の規定については、2025年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第17節業務用音楽配信の規定については、2025年5月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第2節放送等の規定については、2025年12月1日から実施する。